

524

529

日本憲政発達史

条約改正史論

小久保喜七

国立国会図書館



0004963000

0004963-000

524-529

日本憲政発達史・条約改正史論

小久保喜七・著

小久保喜七

昭和2

ABC

工19048

日本憲政發達史

小久保喜七



著名寄贈本

524-529

序

余や我日本に於ける憲政發達に關する第一期の經過。並に其渦中に活躍せし志士の思想。意氣風懷等を最も簡單に描寫したる歴史なきを憾み。時あれば之れが製作を試みんと思ひつゝ、ありしに。本年九月我黨講習會を開くに當り。山口總務より特に此事に付委囑あり。余は好機逸すべからずとして喜んで諾し。余としては爲し得る限りの工夫を凝らしてこれを講述したり。固より片々たる一小史に過ぎざれども。世務多端浩漭の書に親む暇なき人々が。之れに依りて大體の輪廓丈けにても。當時の事情を腦裡に彷彿たらしむることを得ば。余の素懷達したりと云ふべし。以て序となす

大正十五年十二月

衆議院議員 小久保喜七

大正十三年 目次

大政奉還と憲政の發端……………	一	集議院……………	三
愛國公黨と民選議院の建白……………	四	大阪會議と立憲政體の詔勅……………	八
讒謗律……………	一〇	愛國社の再興……………	一一
官民對抗と國會上願……………	一二	民論の一端……………	一七
遭難扶助法……………	一九	民論への助聲……………	二〇
自由黨の創設……………	二二	立憲帝政黨の出現と官僚の壓迫……………	二二
板垣伯の洋行問題と星亨の入黨……………	二五	偽黨撲滅運動……………	二六
宣傳に利用された詩歌……………	二七	自由黨内の二大潮流……………	三三
最初の國事犯……………	三五	大阪事件……………	三九
始めての内閣制……………	四一	立憲自由黨の成るまで……………	四四

日本憲政發達史



私は日本憲政發達の過程を述べて見たいと思ふ。日本憲政の發達史の中でも特にその第一期に就いて述べて見たいと思ふのである。憲政發達の由來を秩序を立て、歴史的に明かにし。今一つは其當時の自由黨の志士が如何なる氣性風懷を有して居たか、そのことも示し。大阪事件、加波山事件、外務省門外の爆彈事件の如きも、幾分その裏面からも述べ見たい。又其當時に作られた歌や詩も擧げて少し無理な企だが私の此話しを以て、日本憲政發達史の第一期だけは總ての事が大體分る様に致したいと思ふのである。則ち編年體、記事本末體其他の諸體を綜合し、一目總ての事が分る様に種々の憲政發達小史を述べて見たいと思ふ。

大政奉還と憲政の發端

實は此企てが果して成功するや否やは自分も甚だ疑問に思つて居る。併し之に就ては私の叙述だけで物足らぬ事がある。つてはと思ひ、憲政發達に密接の關係ある諸願書其他其當時の必要なる文書を補足の爲めに載せて置く事とした。

の十月に京都二條の城で十五代將軍徳川慶喜公が大政奉還をした所から、日本憲政の發達史の話を始めるが至當と考へるのである。慶喜公は何で大政を奉還したかと云ふと、嘉永年間米國のペルリが來てそれ以來非常に日本と云ふものは開國、攘夷の論争が沸騰して、皇室と幕府の間も阻隔し天下嗷嗷として止まぬ。そこで有志家の頭にどうしては政令二途に出で、はいかぬ。どうしても天子が政治をするやうにして、而して公議輿論でいかなければならぬと云ふことが、誰の頭となく是が道入つたのである。そこで丁度或る用件を帯びて慶喜公が慶應三年に京都に上り二條の城に居ら

れたのである。此時薩摩の小松帶刀、土佐の後藤象次郎の兩君が慶喜公に説いた。それが國會論である。もうどうして
も斯うなつては公議輿論でなければならぬ。それには政治を天子へ返し、而して追ては國會を開き、日本國中の力を一
つとして、而して外國に當らなければ、我が日本は立つものではないと云ふ國會論を、兩君が將軍に申述べた。所が流
石は慶喜公である。之に就ても色々原因がある。慶喜公が水戸家から出たと云ふやうな原因、水戸家の家憲と云ふや
うなものが原因であらう。それはともかくとして、慶喜公は此の小松後藤兩氏の意見に従つて成程尤もだと云ふので、直
に大政奉還と相成つたので、是が抑々國會論の端緒である。併し後藤小松をして斯の如く爲さしめたことに付ては、種
々後ろには人があらうと思ふが、兎にも角にも後藤小松の兩君は、若し此時に慶喜公が一言反對をすればあの人達は直
に腹を切らなければならぬ。腹を切る覺悟を以て小松、後藤の兩君は國會論を慶喜公に申述べたが、慶喜公の贊同を得
て遂に大政奉還となつたのであつて、日本の憲政史はこゝより説き起すが相當だと思ふ。

倅て英明古今に卓越せる、明治天皇陛下が御位にお即きになると、公議輿論に従ひ政治をなすべき事を第一に御取り
遊ばされた。公議輿論を取ると云ふことを明かにするが爲に、明治元年三月御誓令の五箇條云ふものを天地神明に誓
はれた。是は何人も知つて居る所である。日本の憲法は、餘所とは違ふ、餘所ではどこでも君民戦ひの間に出來たので
あるが、日本だけは君主から賜つたものである。是が世界の憲法史にはないのである。即ち明治天皇陛下は御位にお即
きになると同時に、明治元年の五箇條の御誓文即ち

一 廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ

一 知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と宣明あらせられた。これはまことに神の聲である。そこで之れに添へて左の御言葉を下し賜つたのである。

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ新國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此
旨趣ニ基キ協心努力セヨ

而して是に向つて

百官臣僚ハ今日ノ急務永世ノ基礎此他ニ出ツヘカラス

ミ御答になつた。是が抑々日本憲政の淵源であると私は見るのである。

集議院 倅て斯の如き御誓令五箇條の出た結果どうしたかと云ふと、之を基にして明治二年に太政官

に集議院と云ふものが出來たのである。是が先づ國會の形の初まりで、而してどう云ふ者が議員になつたか云ふと、
大藩から二名、小藩から一名の貢士と云ふ者を出して、是で政治を議させたのである。所が此中には英雄が居た、雲井
龍雄、それから丸山作樂と云ふやうな斯の如き各藩の英雄が茲に集つたのである。是が丁度明治二年である。然るに慶
藩置縣と同時に此貢士の出し場がなくなつたのである。なくなつたから集議院と云ふものが有つても無きが如くになつた
それで此時に板垣君が考へた。是はいかぬ、何か貢士の代りに一つ考へなければならぬと思つて居る中に、明治六年の
征韓論となつたのである。此征韓論で遂に板垣君等の意見と云ふものは負けて、遂に政府を退いた。其退いた人々は西
郷、副島、板垣、江藤と云ふやうな人々が政府を退いたのである。政府を退いた後に段々是等の人々が考へた。西郷一
人は別であつた。西郷は逆もその理窟などで天下はどうすることも出來るものではない。己は薩摩の力を以て天下の政

治を糾すと云ふのが西郷の考であつた。そこで板垣君は考へた。是はいかぬ、合議政體でなければいかぬと云ふことを考へた。板垣氏は何故合議政體の必要を感じたかと云ふのは、會律戦争の時に板垣氏は考へた、會津ともあらうものが僅か五千の官軍の爲に苦もなく負けたと云ふことは、あれだけ強い所の百姓が悉く他へ行つてしまつて、士族だけが防いだから此官軍を防ぐことが出来なかつた。平民が主君の爲に力を盡さなかつた云ふことは、是は即ち政治に參與せしめざるの結果でなければならぬ。故に政治に參與せしめなければ國民と云ふものは強きはならぬと云ふ考が板垣君にあつたから、此處で考へたのである。板垣氏は是ではいかぬ、もう日本國はどうしても明治元年の天皇陛下の五箇條の御誓文に依つて國會を開かなければならぬ。國會を開かなければならぬと云ふので、副島、江藤、後藤、板垣、此連中が段々集つて話を致した。是が皆自由黨の土臺になるのである。

愛國公黨と民選議院の建白

そこで明治六年の末から明治七年の一月にかけて愛國公黨と云ふものを立てたのである。此愛國公黨は政府を退いた連中が立てたので、同時に民選議院の建白、即ち國會を開けよ云ふことの意味を板垣氏が一番先に立つて副島伯其他と共に政府に出した。此時にも板垣氏は西郷の所へ言つてやつた。吾々は民選議院の建白をする積りであるが、貴方はどうであるかと云ふに、矢張此時も西郷は中に遣入らぬ。己は己である。民選議院の建白など、云ふやうなもので政治の改革が出来るものではないと云ふので仕方がない。それならば西郷だけは別にしてと云ふので、丁度一月十八日を以て民選議院の建白を出した。而して此民選議院の建白云ふものは、我が日本國の立憲政體の土臺になるのである。茲に掲げる。

明治七年板垣伯外民選議院建白書

某等別紙奉建言候次第平生の持論にして某等在官中屢及建言候者に有之候處歐米同盟各國へ大伊御派出の上實地の

景況をも御目撃に相成り其上事宜斟酌施設可相成との御評議も有之然るに最早大使御歸朝以來既に數月を閲し候へ共何等之御施設も拜承不仕昨今民心恟々上下相疑ひ動もすれば土崩瓦解の兆無之とも難申勢に立至り候義畢竟天下輿論公議の壅塞する故と實以て残念之至奉存候此段宜式御評議を可被遂候也

- | | |
|---------|----------|
| 高知縣貫屬士族 | 古澤 迂 郎 |
| 同 | 岡本 健三 郎 |
| 名東縣貫屬士族 | 小室 信 夫 |
| 敦賀縣貫屬士族 | 由利 公 正 |
| 佐賀縣貫屬士族 | 江藤 新 平 |
| 高知縣貫屬士族 | 板垣 退 助 |
| 東京府貫屬士族 | 後藤 象 次 郎 |
| 佐賀縣貫屬士族 | 副島 種 臣 |

左院 御中

民選議院設立建白書

臣等伏して方今政權の歸する所を察するに、上帝室に在らず、而も獨り有司に歸す。夫れ有司上帝室を尊ぶと曰はざるに非ず、下人民を保つと云はざるにあらず。然かも政令百端、朝出暮改、利政情實に成り、賞罰愛憎に出、言路壅蔽困苦告るなし、夫れ如是にして天下の治安ならん事を欲す、三尺の童子も猶其不可なるを知る、因循改めず、恐くは國家土崩の勢を致さん、臣等愛國の情自ら止む能はず、即之を振救するの道を講求するに、唯天下の公議を張る在るのみ、天下の公議を張るは、民選議院を立つるに在るのみ、則ち有司の權限る所あつて、而して上下安全、其の幸福を受る者あらん。請ふ遂に之を陳せん。

夫れ人民政府に對して租税を拂ふ義務ある者は、乃ち政府の事を與知可否するの權理を有す、是れ天下の通論にして、又喋々臣等之を贊するを待たざる者なり。故に臣等竊に願ふ、有司も亦是の通理に抗抵せざらん事を。今民撰議院を立るの議を拒む者は曰く、我民不學無智、未だ開明の域に進まず故に今日民撰議院を立る尙應に早かるべしと。臣等以爲く、若し果して眞に其謂ふ所の如きか、則ち之をして學且智、而して急に開明の域に進ましむるの道、即ち民撰議院を立つるに在り。何となれば則ち今日我人民をして學且智に、開明の域に進ましめんとするには、先づ其通義權理を保護せしめ、之をして自尊自重、天下と憂樂を共にするの氣象を起さしめずんばあるべからず、自尊自重、天下と憂を共にするの氣象を起さしめんとするは、之をして天下の事に與らしむるに在り。如是にして人民其固陋に安し、不學無智自ら甘んずる者は未だこれ有らざるなり。而して今其自ら學且智にして自ら其開明の域に入るを待つ、是殆ど百年河清を待つ類なり。甚しきは則ち今遽かに議院を立つるは天下の愚を集むるに過ぎざるのみと謂ふに至る。噫何んぞ自ら傲るの太甚しく、而して其人民を視るの蔑如たるや。有司中智功固より人に過ぐる者あらん、然れども安んぞ學問有識の人、世復た諸人に過ぐる者あらざるを知らんや。蓋し天下の人如是蔑視す可からざるなり。若し將た蔑視すべき者とせば有司も亦其中の一人ならずや。然らば則ち均しく是れ不學無識なり、僅々有司の專裁と、人民の輿論公議を張ると其賢愚果して如何ぞや臣等謂ふ、有司の智も亦之を維新以前に視る必ず其進みし者あらん、何となれば則、人間の智識なる者は、必ず之を用るに従て進むものなればなり。故に曰民撰議院を立つるは是即ち人民をして學且智に、而して急に開明の域に進ましむるの道なり。

且つ夫れ政府の職、其宜く奉じて以て目的となすべき者は、人民をして進歩するを得せしむるに在り。故に草昧の世、野蠻の俗、其民勇猛暴悍、而して從ふ所を知らず、此時に方つて政府の職固り之をして從ふ所を知らしむるにあり。今我國既に草昧にあらず、而して我人民の從順する者既に過甚とす。然らば則ち今日我政府の宜しく以て其目的となすべき者は、則ち民撰議院を立て我人民をして其敢爲の氣を起し、天下を分任するの義務を辨知し、天下の事に參與するを得せしむるに在り、則ち國の人皆同心なり。

夫れ政府の強きは何を以て之を致すや、天下人民皆同心なればなり。臣等必ずしも遠く舊事を引て之を證せず。則ち昨十月政府の變革に就て之を驗すや乎且危哉、我政府の孤するや、何ぞ昨十月政府の變革、天下人民の之が爲に喜感せし者幾かある、雷之が爲に喜感せざる而已ならず、天下人民茫として之を知らざる者十にして八九に居る。唯だ兵隊の解散に驚くのみ。今民撰議院を立つるは則

ち政府人民の間に情實通して、相共に合して一體となり、國始めて以て強かるべく、政府始めて以て強かるべきなり。

臣等既に天下の大りに就て之を究め、我國今日の勢に就て之を實にし、政府の職に就て之を論じ、及昨十月政府の變革に就て之を驗す。而して臣等の自ら臣等の説を信すること愈々篤く、切に謂ふ今日天下を維持振起するの道、唯民撰議院を立て而して天下の公議を張るに在る而已と、其方法等の議の如きは、臣等必ず之を茲に言はず、蓋し十數張紙の能く之を盡す所にあらずは也。但臣等竊かに聞く今日有司持重の説に藉り、事多く因循を務め、世の改革を言ふ者を目して輕々進歩とし、而して之を拒むに尙早きの二字を以てすと。臣等請ふ之を辨せん。

夫れ輕々進歩と云ふ者固より臣等の解せざる所なり。若し果して事倉卒に出る者を以て輕々進歩とするか、民撰議院なる者は以て事を鄭重にする所の者なり。各省不和にして而して變更の際事本末緩急の序を失し、彼此の施設相視ざる者を以て輕々進歩とするか、是れ國に定律なく、有司任意放行すればなり。此二者あらば則ち適さに其民撰議院を立てずんばある可からざるの所以を證するを見るのみ。夫れ進歩なる者は天下の至美なり、事々物々進歩せずんばあるべからず、然らば則ち有司必ず進歩の二字を罪する能はず其罪する所必ず輕々の二字に止らん輕々の二字民撰議院と曾て相關涉せざる也。尙早きの二字の民撰議院を立てるに於ける、臣等曾に之を解せざる而已ならず、臣等の見正に之と相反す、如何となれば今日民撰議院を立てるも尙恐くは歲月の久しきを待ち、而後始めて其十分完備を期するに至らん、故に臣等一日も唯其立つことの晩からんことを懼る、故に曰く、臣等唯其反對を見るのみと。

有司の説又云ふ、歐米各國今日の議院なる者は、一朝一夕に設立せし議院にあらず、其進歩の漸を以て之を致せし者のみ、故に我今日俄かに之を構するを得ずと、夫進歩の漸を以て之を致せし者、豈に獨り議院のみならんや、凡そ學問技藝器械皆然り、然に彼數百年の久しきを構て之を致せし者は、蓋し前に成規なく皆自ら之を經驗發明せしなれば也。今我其成規を擇んで之を取らは何ぞ企て及ぶ可らざらんや。若し我自ら亦蒸氣の理を發明するを待ちて、然る後我始めて蒸氣機械を用るを得べく、電氣の理を發明するを待ちて然る後我始めて電信の線を架するを得べきとするか、政府は應に手を下すの事なかるべし。

臣等既に已に、今日我が民撰議院を立たずんばあるべからざる所以、及び今日我國人民進歩の度能く斯の議院を立てるに堪ゆることを辨論する者は、則ち有志の之を拒む者をして口に藉する所なからしめんとにあらず、斯の議院を立てる者は天下の公論を伸張し、人

民の通議權利を立て、天下の元氣を鼓舞し、以て上下親近し、君臣相愛し、我帝國を維持振起し幸福安全を保護せんことを欲してなり
請ふ幸に之を擇び給はんことを。

併て此民選議院の建白が出る。政府は非常に金を使つて、政府を輔ける所謂御身方學者たる加藤弘之、福地源一郎などに向つて金をやつて、此反對をさせたのである。此反對をさせたが又一方に於ては福澤諭吉、大井憲太郎等の如きは板垣君に賛成して、而して非常の勢を以て是に向つて東京の各新聞で論戰をしたのである。所が遂に是が廟堂の容るゝ所とならなかつたので、板垣氏は考へた。そこが板垣氏のえらかつた所である。東京で政府を罷めた連中支て、愛國公黨などと言つて居つた所が是は私黨に見られても止むを得ない。兎にも角にも人民を土臺にしなければならぬと云ふので、土佐へ歸つて立志社と云ふものを立てたが、此處が中々くどい。やゝこしいと私が云ふ所です。他の國の三百年も掛かつてやつたことを、僅か二十年か二十三年でやつたものだから中々やゝこしいのである。それで土佐で此立志社と云ふものを立て、民權自由を唱へた。而して民權自由を唱へて居つたが、土佐だけではいかぬと考へて、明治八年に自分の同志と共に各縣の有力者に向つて通牒を發して、明治八年の二月頃大阪で今度は愛國社と云ふものを立て本社は東京へ置くと云ふことにした。十三年には愛國社の第三回の會議があつたのであるが、此第一回の愛國社は知らないのである。是と丁度前後して有名な大阪會議と云ふものがあつたのである。それが此日本の立憲政體には大變必要である。又我が板垣氏の誇りとして居るのも此に在るのである。

大阪會議と立憲政體の詔勅

それは丁度明治七年の十一月頃である。此時には既に板垣、西郷、副島と云ふやうな人も征韓論で引き、而して木戸孝允氏も引いて長州に行つて、獨り大久保氏の舞臺であつたが、併し何となく大久保も少し淋しくなつた。所で明治七年秋頃に大阪で土佐の古澤迂郎、小室信夫と云ふ人と井上馨と會つた。そこで井

上馨は斯う云ふことを云ひ出した。どうだ君等が板垣を説かないか、内の方の木戸は己が説く。それで板垣にも政府へ這入つて貰ひ木戸にも這入つて貰ふ、二人一處に内閣へ這入つて貰ふ、板垣も日本は立憲政體でなければならぬと云ふ議論だし、木戸も此議論と同じである、此木戸、板垣の兩人に約束をして這入つて貰つたならば、政府の勢ひも強くなるし、又立憲政體を促進するではないかと、斯う云ふ話を井上馨から此二人に對してされた。さうすると此二人も是は善い事である、どうせ來年の二月頃は大阪へ板垣も來るから、そこで一つ大阪で會はせようと云ふので、此人々が中に立つたのである。是は有名な話である。大久保、伊藤、井上、木戸、板垣斯様な連中が集つた、此時には流石の大久保も腰を折つて宜しい君等が言ふ通りに獨裁政治ではいかぬ、追々立憲政體で行くこととして、先づどう云ふことから着手して宜しきや手順を定めて其準備をどしどし進めるから一つ這入つて御互に力を發せて。此難局を濟ふことにして貰ひたいと云ふので、大阪で話が極まつて、そこで木戸孝允も、是に同意をして八年の三月參議となつた。そこで木戸が薦めて板垣が八年の四月に又參議となつて、茲に有名なる詔が出たのである。それは大久保に向つて木戸と板垣が君は吾々の意見を容れると云ふて我々を共に政府に起させた以上は。我々の面目を全ふる爲め、こゝで日本を立憲政體にすると云ふことの詔を一つ奏請をしなければならぬ。君も同意をするかと言つた所が、大久保君も是に同意をして、そこで明治八年の四月に立憲政體の詔勅が下つた。是が大事の詔勅である。

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノ力トニ頼リ以テ今日ノ小
康ヲ得タリ願ニ中興日淺ク内事ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審
院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ掌クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頓ント欲
ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ旨ヲ體シテ實行スル所アレ

此詔が出ると板垣君は安心した。此詔が出る以上は着々改革が出来るものと考へたのである。即ち此詔が出て大審院を拵え、司法權を鞏くし、元老院を置いて立法の基を樹てたのである。而して國會の準備と云ふやうな意味で地方官會議を開いた。板垣も喜んだ。是ならば此改革に云ふものは十分に目的を達することが出来るのであらうと思つて這入つて見たのであるが、偕て這入つ見ると板垣君は急進論、木戸君は漸進論である。此木戸は非常に熱心な立憲政體論者であつたが、又頗る漸進論者であつたのである。そこで木戸と板垣との意見も合はず、そこへ持つて來て大久保が益々專制式を發揮したのである。是が問題である。此專制式を發揮したのみならず、明治八年の七月二十八日には古今に無い所の壓制の法律を政府が出したのである。

讒 謗 律

即ちそれは何だと云ふと讒謗律と云ふ有名なものであつた。吾々自由黨が矯激の言を爲し、又矯激の行ひを爲して政府に反抗した抑々の原因が此讒謗律では實に驚いたものであつたのである。それで此讒謗律の第一は次のやうである。

第一 凡ソ事實ノ有無ヲ論ゼズ人ノ榮譽ヲ害スベキ行事ヲ摘發弘布スル者之ヲ讒毀トス人ノ行事ヲ譽グルニ非スシテ惡名ヲ以テ人ニ加ヘ弘布スルモノ之ヲ誹謗トス著作文書若クハ書圖肖像ヲ以テ展觀シ若クハ貼付シテ人ヲ讒毀シ若クハ誹謗スルモノハ下ノ條定ニ從テ罪ヲ科ス官吏ヲ讒毀スルモノハ十日以上二年以下ノ禁獄トシ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處ス

是が讒謗律で、官吏を馬鹿野郎と云ふと直に此條項に當たる。彼の官吏は悪い、又知事が賄賂を取つたなど、云ふは嘘であらうが本當であらうが直に十日以上二年以下の禁獄である。實に驚いた法律である。是以上の法律はない。其上おまけに新聞條例と云ふものを拵えて、少しでも政府の忌諱に觸れ、ば直に編輯人は勿論のこと、社長までもどしどしやつ付ける。是も大變ひどい。五日以上三年以下の禁獄で、罰金は十圓以上五百圓以下、斯う云ふ法律が出たのである。

随分ひどい法律だといふので板垣さんも呆れたのである。是ではいかぬと考へ、到底此改革は出来ない、改革が出来ないのみならず、自分が内閣へ這入つて斯う云ふ法律が出来るとは、自分は此政府に列する資格がない。斯様に考へて、其中に朝鮮に少し問題が起つた、其朝鮮問題に付て議論を別にして、遂に板垣さんは政府を引いたのである。而して木戸は暫くは残つて居たのであるが、其中に段々大久保の壓制が強くなり、立憲政體には遠くなると見て、木戸氏も遂に參議を罷めて政府の顧問と云ふことになつたのである。斯の如き事情で板垣氏は政府を退いて、土佐へ行つて立志社を土臺に、益々民權自由を主張したのである。七年の佐賀の餘炎がある内に、明治十年の西郷の亂が起つたに云ふやうな譯で、板垣さんの幕下からは國事犯もどしどし出ると云ふ譯で、到底民權自由も論じて居ることが出来なかつた。民權自由を論じた位ならば直に之を以て國事犯として縛り上げられるに云ふ位な有様であつたのである。そこで流石の板垣さんも暫く黙つて居つた。是はどうも仕方がない。唯力を養ふに如くはないと云ふので、土佐で立志社と云ふものを熱心 盛り立てたのである。

愛國社の再興

所が愈々西南戦争も片付いて、それから愈々明治十二年板垣さんが愛國社の再興と云ふものを圖つた。即ち明治八年に愛國社と云ふものが大阪で出來て、本社を東京に置くと云ふことになつて居つたが、併しそれが時勢の爲め變遷して手のつけやうがなかつた。そこで明治十二年に愛國社の再興を圖つて、五畿八道に向つて遊説員を派出した。其遊説員の中の一人で今日尙ほ生きて居るのが杉田定一君である。即ち數人の名士を遊説員として五畿八道に向つて出したのである。それが歸つて來て十二年の二月に愛國社の第二回を大阪に開いた。それで來年集つて國會を請願すると云ふことの話を決めて、而して翌年の明治十三年の三月に初めて愛國社の第三回の大會を開いたのである世人の多くは是が愛國社の初めの會と許り思つて居るが、實は三度目の會である。所で此會でどう云ふ

ことを決議したかと云ふと、此會の結果はどうしても國會を開かなかつたならば、國は纏まらない。而してこれには此愛國社など、云ふよりは國會既成同盟會と云ふ名をつけるが宜からう云ふことになつて、而して國會既成同盟會と名をつけて、此愛國社に集つた總代の集めた材料を土臺にして國會の請願をすと云ふことになつた。國會請願の總代が即ち片岡健吉君と河野廣中君とである。此時の愛國社に集つた總代が丁度二府二十二縣總代九十七名。調印を致した者が八萬七千人。此總代として河野廣中君と片岡健吉君は東京に上つて來た。丁度東京に上つて來たのが四月である。此處で當時の政府の惡辣さを述べなければならぬ。

官民對抗と國會上願

愈々大阪から愛國社の總代が請願書を携へて出て來ると云ふことになると、今度こそは何とか防禦せねばならぬと云うて政府が而も四月五日を以て有名なる集會條例を出した。是も殘虐なる法律である。今から考へると嘘だらうと思ふ位であるが、政談演說會を開くには三日前に届けなければならぬ。三日前の届けが而かも尙ほ届けるのに斯う云ふ演說をするからと言つて、筋書を付して警察官の許可を得なければならぬと云ふ法律である。のみならず各社の連絡が出来ない。甲の社と乙の社の連絡が出来ない。従て本部と支部を置くことの出来ない、實に嚴酷な法律である。是が丁度片岡、河野兩君が未だ途中に在る内に出了たのであつて、あの時は隨分驚いたものである。それはまあ政府の此時分の殘虐云ふものは驚くに堪へたのである。而して初めて片岡、河野の兩君が太政官に請願書を提出したのが四月十七日である。此請願書も板垣伯民選議院建白書と同じく、我憲政發達史上必要のもの故之れを掲げておく。

國會を開設するの許可を上願する書

日本國民臣片岡健吉、河野廣中等、敢て尊嚴を畏れず茲に謹で恭しく我 天皇陛下に願望する所あらんとす、臣等我國に在て國會の

開設を望む既に久しく、其之を望む所以も亦一ならざる也、故に臣等は今先づ之を上陳せん、夫れ天の斯民を生ずるや、之に賦するに自由の性を以てし、之に與ふるに碩大の能力を以てし、其をして至高の福祉を享受せしむ凡そ人間たる者、豈此本性を保存して其資を完ふせざる可けん哉、抑人間の責任も亦重大哉、蓋し人民の國を結び政法を立つるも、亦其本分を盡し、厥通義を達せんとするに在る耳然るに我國の如きは、古來政府にして獨り國政を任じ、人民も亦曾て自ら之に關與すること無く、自ら焉を知らざるもの如くせり豈に是れ斯を可矣とせん哉、蓋し斯如きは則れ其自主人たるの力を空ふし、一國民たるの權を虧くの理にして、眞に耻づ可きも亦大甚矣也。故に臣等は今に在て中心之を愧ち、且つ憾む焉んぞ今より參政の權利を得て以て

陛下が多勞を減するを謀り、從來國家の政を擧て皆悉く一に政府を煩はし、政府を勞せし罪を償はざるを得ん哉是れ其臣等が國會の開設を望む所以の一也。凡そ國家に急要なる所ものは人民の一般協和するに在りて、人民の一致協和する事は、各人同じく其國を愛するの心よりせざるは莫く、若夫人民にして愛國の心なければ、各人別離して一致協和する事難く、國民にして一和せざれば變亂隨て起り、百災由て兆し、國力爰に衰退し、綱紀茲に頽廢し、甚しければ則れ其國を滅し、若くは其國の大權を喪ひ、不可冒の大害を蒙むるに及ぶ可く、而して今其所謂國家の人民をして善く一和せしむるものは其をして自ら國政に關與せしめ、自ら國事を審知せしむるに在りて、人民をして愛國の心を滅殺せしむるものは、專制政體より甚しきは莫ければ、愆王室の安泰を保全し、其鞏固を得可き事は、定律政治に若く事は莫く、王室を危殆に陥れ、王室の鞏固を失ひ易き事は、專制政體より甚しきは莫く、國家を危險に傾け、億兆の不幸を醸し易き事も、亦專制政治より、甚しきは莫き也、臣等國民たるもの定律の政治を望まざる事を得ん哉、而して定律の政體を立てんとするも亦必ず國會を開設せざるを得ざる也、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の二也。

陛下明治元年の三月に立定せらるる所の誓文五箇條の一に曰く、廣く會議を興し萬機公論に決すと。廣く會議を興し萬機公論に決する事を行はんとすれば、國會を開設せざる可らざる也、國會を興すは廣く會議を興す所以にして、廣く會議を興すの法國會を興すに若くは莫く、且其公論と云ふものは則れ國民の意思より生ぜずんばあらざる可ければ、所謂萬機公論に決せんとするも亦國會を興して以て全國の代議人を會するに非ざれば能はざれば也。其二に曰く、上下心を一にして盛に經綸を行ふと。夫れ上下心を一にし盛に經綸を行はんとすれば、國會を立ざる可からざる也、專制の政治は則上下の心を隔つる最にして、國家の代議院を設くるものは、則政府と人民の心を交通し得るの一法なれば也。其三に曰く、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ入心をして階まさしむと。此道を爲すものは

國會を興さざる可からざる也。專制の政治は則ち庶民をして其志を通せず、人民の心をして倦厭せしむるの甚しきものにして、而して國會を開く事は庶民をして其志を勵まし人心をして競勉せしむる所なれば也。其四に曰く、舊來の陋習を破り天地の公道に甚くと。夫舊來の陋習を破り天地の公道に甚く事を得んと欲するものは、國會を興さざる可からざる也。專制政治は則ち舊來の陋習にして、立憲政體を立てんとする事は則ち當今我國の公論に係り、且つ適當を見る所なれば、則ち公論に循て適當を見るの事を施すものは、既に天地の公道なれば也。第五に曰く、智識を世界に求め大に皇基を振起すと。夫れ智識を世界に求め大に皇基を振起するの實を擧げんとするも、亦國會を開立するに在る也。今世に在りて國會を開く事は便ち世界の智を學ぶ所以にして、之を開かざる事は世界の智識を棄擲して顧ざるものと爲すべく、而して皇基を振起するも亦國會を開て人民の愛國心を發せしめ、及び全國の一致するに非ざれば能はざる可けれど也。而して其尾に曰く、我邦未曾有の變革をなさんとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立てんとす、衆も亦此旨趣に基き協力せよと。夫れ萬民保全の道は豈專制政體を改革して立憲政體を定むるに在らざらん哉、是れ其臣等が國會の開會を望む所以の三也。陛下曾て億兆に告ぐるの諭文に曰く、近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ世界の形勢に疎し舊習を固守し一革新の效をばからず、朕徒らに九重の中に安居し一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱め下は億兆を苦めん事を恐る、故に朕こに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御傳業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を經營し汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を開拓し國威を四方に宣布し、天下を富強の安き位置かん事を欲すと。於此陛下の志也卓矣哉。

陛下下に此志あり豈國會を開かざる可けん哉、專制政體を墨守して之を改めざる事は世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一革新の效をばからざるものにして、國家一日の安寧を失ひ易く、還た百年の憂を醸し、遂に各國の凌侮を受け、一は列聖を辱め、一は億兆の苦となる可く、國會を開立して憲法を確定する事は、億兆を安撫し天下を富強の安きに置くの道なればなり、而して臣等善く

陛下が志を體認し、

陛下が業を助けて、神州を保全せんとするも、亦必ず參政の權利を得ざる可からざれば也、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の四也。

陛下明治八年の四月を以て發する所の詔に曰く、朕即位の初首として群臣を會し、五事を以て神明に誓ひ、國是を定め、萬民保全の道を求む、幸に祖宗の靈と群臣の力に頼り、以て今日の小康を得たり、願ふに中興日淺く、内治の事當に振作更張す可き者少しとせず朕今誓文の意を擴充し、茲に元老院を設けて以て立法の源を廣め、大審院を置き以て審判の權を鞏くし、又地方官を招集し以て民情を通し、公益を謀り、漸次に國家立憲の政體を立て、汝衆庶と俱に其慶に頼らんと欲す汝衆庶或は舊に泥み、故に慣ることなく、又或は進むに輕しく、爲すに急なること無く、其能く朕が旨を體して翼賛する所あれと。陛下の心進んで既に此に至る、何爲れぞ獨り國會を開設せざるを得ん哉、今夫れ未だ曾て一步を動着せずして、漸次に百里を行かんと云ふ者あらば人其れ之を不當と云はざらん哉、我國は未だ國會なきもの也。

陛下漸次に立憲政體の完具する事を望まば、則ち先づ國會を開設すべく、未だ國會を開設せずして、而して漸次に立憲の政體を立てんと欲すと云はば是れ何ぞ未だ一步を動着せずして漸次に百里を行かんとすと云ふ者と異ならん哉、是其臣等が國會の開設を望む所以の五也。陛下即位以來勇斷決行する所も亦一ならず、明治四年に廢藩置縣の事あり、亦隨て國民の參政の權利を興へざるを得ん哉、何となれば則ち夫藩を廢して縣を立る者は、全國の善く結合するが爲めにして、全國の眞に結合すべきは、各民其利害を同ふし其心志を一にし、皆に其一國を愛するの道を開かざれば能はざる可く、而して國內其利害を同ふし、其心志を一にし、皆に其一國を愛せしむるの道は、國會を開設するより良きは莫ければ也。同じく五年に全國募兵の法を立つるものは、舊來の法制の如く、國中に兵農を分ち、獨り一部の士族而已を以て兵の責を專任せしむるときは、國家未だ鞏固なる事能はざるが故に、國を以て國を護るの固きを取らんとするものにして、國家の眞に固き事は萬民克く一致して、同じく其國に報ゆるの心を發せしめざる可からざるべし、而して萬民克く一致し、同じく報國の心を發せしむるの道は、國會を開設するより良きは莫ければ也。同じく六年に地租を改正するの令を發し、地券行へり、亦隨て國民に參政の權利を興へざるを得ん哉、何となれば地租を改正し地券を行へるものは天下は天下の天下にして、政府の私有に非ざる事甚彰著也、國土既に政府の私有に非ざれば、則ち人民の身命財産も亦政府の私有に非ざる也、人民の身命財産に政府の私有に非ず、政府是等に就て租税を徴するは、人民の私有より徴すると云はざるを得ざる也、將其租税は國家の爲めに徴するものなれば、則ち己に收むる所の租税は必ず之を國の共有物と謂はざるを得ざるなり、而して今夫私有は其主人にして之を處置するの權ある可く、共有衆と共謀せざる可からざる事實に理の當然なれば、政府業既に地券を發行して、天下は天下たる事を明にすれば、則ち租税を天下に徴し及び既に收めて國家の共有物と爲れる所の租税金を處置するには、政府一己にして之を爲す可き義ある事なく、必ずや全國人民と

共議せざるを得ざる可く、而して租税を全國人民と共に共議するには、國會を開設せざる可ければ也、是れ其臣等が國會の開設を望む所以の六也。凡そ人民の其國に在て義務を盡す所以のものは、其國に在て安全幸福を受けんと欲するが爲に非ざるは莫き也、然るに我國維新以來の十有餘年間の如きは、兵亂相續き騒擾極む雖く、未た一歳の靜寧安綏を得て以て其其生を聊んする能はず、而して叛亂の既に起るに至ては、政府固より之を鎮制せざるに非ずと雖も、而も騒亂の起るや人命を傷害し財貨を費耗し、其慘毒を社會に流す事實に甚しく、國家の元氣を減損する事少小に非ざる也。

陛下豈に之を顧みざるを得ん哉、臣等豈に默過する事を得ん哉、而して是の如きの國勢を救正すべき者は、國會を開設するより先なるは莫き也、是れ其臣等が國會の開設を望む所の七也。凡そ國家は人民の湊合する者にして、國家の事は人民の事ならざるは莫く、國家の盛衰治亂は人民の安危憂樂に關せざるは莫くして、而して邦國の盛衰治亂は國家の財政に關する事甚多矣然るに今日我國の如きは國債固より夥しく、紙幣頗る過多にして物貨昂貴し、而して其勢愈甚しからんとす、豈憂ふ可きに非ず哉、就中外債の如きに至つては事實に外國に渉る、若夫償却の道を誤るに至れば則實に國家の存亡に關すべし、豈に憂ふ可きに非ず哉、臣等陛下と俱に之を慮らざるを得ん哉、然り而して其勢の此至るものは、國家甚變動多く、非常事件の頻に生出せしに關するものなれば、今の計を爲すものは宜しく變亂の根を醫し、其本を療す可くして、而て其事は則ち國會を開設して人民の自主と愛國心を發せしめ、全國人民の心思を通じて相一致し、相合せしむるに在る可し、是れ其臣等の國會の開設を望む所以の八也。如今各國四方に雄飛するの秋に丁り、確然國家の獨立を維繫し、吾に外邦の凌侮を受ざるのみならず、萬里の波濤を開拓し、國威を四方に宣布せんとするは前既に言ふ如く實に陛下の志す所にして、臣等の同じく欲する所也、然に我國今日の如きは海外各國に對て未だ十分に能く獨立の大權を張る事無く、屈辱を受くる者實に尠からざる也、而して今若し之を一變する事なく徒に經過せんとすれば、則益屈辱を蒙りて止む事莫し、終に言ふに忍びざるの大事を生だせんと亦測る可からざる可し、豈慨せざるを得ん哉、抑も亦思はざる可けん哉、然り而して國家の原素たる者は人民にして、國は民に由て立つ者なれば、人民に自主自治の精神なく、人民に人民たるに權利を有する事無ければ、國家は能く不羈獨立すべき事なく、克く國權を張るを得べからざるの理なれば、今先づ國會を興さざる可き也、是臣等が國會の開設を望む所以の九也。是れ臣等が以て國會の開設を望む所以の大略也。蓋し今日我國に於て國會を開設する事は

陛下の曾て欲する所にして、臣等の固に望む所國家に在て己む可からざる所と爲す可し、故に臣等は常に

陛下を被けて、早く國會の興立を見んと欲し、國會を開設して

陛下と共に至大の慶福を保たんと欲す、一 幕寮國會の事を思ひ、造次にも亦其他を念はざる也。

陛下乞ふ之を熟察し臣等の願を許して以て國家を安んぜよ、臣等請ふ

陛下國家の爲めに國會を開設するを允可して以て臣等が願に副へよ、若し夫之を開設するの方法制度に至ては、願くば之を開設するの允可を得るに隨て適當の代人を出し、

陛下と與に協議して之を定めん、然れども陛下臣等が考按を聽かんと爲さば、臣等固より書して以て之を上り、或は口づから之を陳

せん、陛下乞ふ早く允可を示せよ、臣等謹言、廣中等、頓首謹願。

民論の一端

こゝに又一言を搜み度い事がある。何であるか、此時分の氣性風懷を示す一つなのである。此頃天下の志士間に喧傳愛誦せられたる檄文の事である。夫れは岡山縣の總代忍峽稜威兄外二氏の名を以て發表したる有名なる蕃山先生の立てた所の閑谷校の校長たる西薇山と云ふ人の書いたものである。此時分の私は未だ十六であつて、之をそら讀みに讀んだものである。殆ど之を讀まざる者が無かつた位で、是が私は朦朧と頭に在つたのである。實は惜くて、去年中岡山縣選出の代議士小橋藻三衛君に頼んだのであるが、當時岡山縣より提出せし請願書はあつたが此檄文は手に入れることが出来ない。それで手當り次第に書物を調べて見たら、漸く或る書の内から發見することが出来た。其時分の國會請願者は皆之を暗誦したものである。涙を流して暗誦したものである。其當時の文辭と其時代の議論の焦點と有志家の感情とを明かにするにも餘程便利と思ふから之れも掲げておく。

同胞兄弟に告ぐ

岡山縣有志忍峽稜威兄外二名

嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、仰て富岳の高を望み俯て琵琶湖の深を瞰よ、豈美なる山川ならずや、豈愛すべきの邦土にあらずや、此美なる山川に、此愛すべき邦土に、居住棲息する我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、今日は

日本憲政叢書 (小久保喜七)

是何等の時ぞや、貴ぶべきの民權已に伸暢するか、重すべきの國權已に擴張するか、之を思ひ之を憶へば月明かなりと雖も、以て我輩の心を愉快はしむるに足らず、花美なりと雖も以て我輩の情を慰するに足らず、憂鬱胸裏に塞り、悲憤心肝を貫き奮然暴起し、潸然涙下るを覺へざるなり、嗚呼我同胞三百有餘萬の兄弟よ兄弟の心緒如何ぞや。

今や外人は鴟巢の欲を逞ふし我々民人を見ることが雀鳩の如く、兒童の如く、卑屈なる奴隸の如く、條約改正の期既に迫ると雖も、未だ彼が許諾を得る能はず、獨立の體面は果して何の處にあるか、夫れ國家は活機なり一人一個の左右すべきにあらず、各自民人をして國事を自任するの氣象を振起せしめ、國家と共に終始するの精神を發揮せしめざれば、決して之を運轉すべからざるなり、然らば今日に際して國會を開設し、以て衆智を集め、衆力を合するは止むべからざるの勢なり、國會既に開ければ則ち民權始めて伸暢す、民權已に伸暢すれば何ぞ國權の擴張せざるを憂ひん、何ぞ外人の陸梁を患へん、嗚呼國會開設の期は既に已に來る矣、今日を措て將た何の日に於てせん、時失ふべからず機晩るべからず苟も此時機を失して獨立の體面を缺くときは、智者も智を施すに所なく、勇者も勇を用ゆるに地なく、生命財産他人の手に制せられ、復た奈何とも爲すべからざるに至る、是れ我輩が國會の開設を熱心渴望して止む能はざる所以なり。

抑も明治初年の 納誓文と同八年四月十四日の 聖詔とは我 徽聖文武天皇陛下の美德に出で千載の下青史に垂れて嚇たるものにして、今更我輩人民の頌讃を須ひずして昭々たる所なり、當時我輩は此 聖詔を拜するの榮を得たるを以て、謹て以爲國會の開設は方に決きならざるべしと、首を延べ足を跋て以て之を仰望する既に久矣然るに今日に至るまで此美舉の決行を見る能はざるものは何ぞや。既に以て爲らく國會の事たる我輩人民が痛癢休戚の關係せる所なり徒らに空望を懷て政府が之を開設するの機俸を期するは、迂遠疎濶の甚しきものにして恰も浮雲に梯して九天の高きに登るを求むるが如し、是れ岡山縣下兩備作三國三十一郡一區一千一百七十一ヶ村一百六ヶ町の有志者自ら反し、自ら省み、自ら罪し、自ら悔ひ、奮發興起、以て國會の開設を熱心渴望し、遂に本日哀訴懇願せし所以なり、聞く福岡縣下の有志者も亦此頃共愛公衆會を開き、以て縣下の人民を結合し、不日國會の事を政府に建議する所あらんとすと、是實に氣運情勢の辨ふ所を察知し公愛公利の有る所を自任するものに出て、實に我輩と感同ふし情を同ふするものなり此感此情岩福岡縣下の有志者に止まらんや、五畿八道三府三十五縣三千五百有餘萬の同胞兄弟も亦同感同情なるを知る嗚呼我同胞三千五百有餘萬の兄弟よ、兄弟は已に我輩と感同ふし情を同ふせは何ぞ進んで國會の開設を懇望せざる、何ぞ奮て民權の伸暢を欣慕せざる何ぞ

誓つて國權の擴張を企謀せざる、嗚呼仰て富士の高を望み俯て琵琶湖の深を瞰よ、此美なる山河の風光、此愛すべき宮饒の邦土何ぞ美とせざるや、何ぞ愛せざるや、起せよ愛國の精神奮へよ獨立の氣象如此の邦土山川坐から人に付するか。

斯う云ふ風な具合で國會の必要を論じて居る。殆ど是は國會請願者で以て暗誦しない者はない位の文章である。此勢ひであつたので政府は非常の力を以て此國會請願に對抗した、而して河野廣中、片岡健吉の兩君が太政官の門を潛るや直に全國が鼎の湧くが如くに、何處の縣からも國會請願が出て來る。即ち各縣の英雄豪傑を以て任する人々が或は一萬の調印、或は二萬の調印を取つて殆ど雪霞の如く東京に集つて、太政官や、元老院の門を叩いたのである。其時私も實は十五六歳で調印取りをして歩いた所の一人であつたのである。そこで政府は種々に考へた。立法に關する請願は太政官で受けない其太政官で受けないのだから仕方がない。元老院に行くとは此處では建白は受くべきものであるが請願書は受けないと云ふので取りつく島もなく、遂に涙を呑んで國會請願者は他に考案をしなければならぬ立場に至つたのである。既に一方は斯の如く有志家が騒ぐと同時に、東京中の新聞で以て一社でも是に反對する者はない云ふことになつたのである。

遣難扶助法

更に國會期成同盟會の人々が同年十一月東京に集つてどうしても國會開設の爲に力は盡さなければならぬ、併しそれには一つ各々が互に相助け合はなければならぬと云ふこゝを話合つて、而して其時に出來たのが此遣難扶助法云ふものである。他の黨派の人々が誠に政友會は感心な黨派である、吉凶禍福お互に大に助け合つて、實にあゝ云ふ黨派は外にないと言つて感心して居るが、是には原因があるのである。即ち明治十三年十一月に國會期成同盟會を東京に開いた時に、此遣難扶助法と云ふものを定めたその當時からその精神が我黨には嚴存してゐるのである。それは即ち次のやうである。

第一條同情相憐ミ同感相愛スルハ人ノ性ナリ故ニ弱ヲ助け貧ヲ救フハ吾人ノ當ニ盡スヘキ所ノ義務ナリ況ヤ身ヲ犠牲ニ供シ國家ノ益ヲ計畫スルガ爲ニ不時ノ變故ニ遭遇スルモノヲ扶助スルニ於テヤ今ヤ我ガ同志者ハ茲ニ盟約ヲ結ビ將來切ニ國會開設ヲ企圖スルノ際或ハ慮ル同志者中不時ノ變故ニ遭遇スルヲ保スベカラズ是即チ我ガ黨方變故ニ遭遇スルモノ、爲メニ扶助法ヲ設クル所以ナリ依ッテ其方法條款ヲ定ム左ノ如シ

として其助け合ふべき所の事項を六條に分けて詳しく書いてあるのである。是が原因です。自由黨の前に我が黨は斯様に助け合つて居つた是が原因である。こゝに一言致したきは何事をするにも直ちに必要なるは東京に手近き所の人に あるを以て關東の有志は此時關東同志會なるものを設け互に氣脈を通じて運動した。これ今日の關東會の濫觴である。所で愈々如何とし難し、然らば更に又地方を纏めて來年の十月即ち明治十四年の十月に國會期成同盟會の人々は東京に集らうではないかと云ふ約束で、東京を去つて地方團結に従事したのである。而して一方には遭難扶助法を拵え。地方へ歸つても東京に居つても敵派から討れでもし又は病死でもしたら義捐金をやれと云ふやうな斯う云ふ騒ぎで、私なども其當時誠に小僧で、時たま喧嘩をして義捐金をやつたところではない、まあ貰つた方の部である。

民論への助勢

尙ほ國會請願者の勢に油を注ぐ一事が明治十四年三月に起つた、それは當時公卿中にて尤も望を屬されて居た西園寺公が新に佛國より歸り中江篤介、松田正久、松澤久策の諸氏と共に東洋自由新聞を設け佛國西流の民權論をドシドシ主張したのであるこれにも政府は餘程弱つた。斯様な有様で夏も過ぎ國會請願者は去年の會約により是は一つ命を懸けて十月に東京に入つて一つ大いにやらなければならぬと云ふときに、政府には非常な不利吾々民間には非常の有利の問題が二つ起つた。一つは開拓使官有物の拂下である。黒田清隆が開拓使長官として千何百萬圓も掛けて造つた所の施設を、明治十四年には最早年期が明けると云ふので、之を僅か三十五萬圓で大阪の五代友厚、中野梧一の兩人に拂下けると云ふことに廟議が決したのである。この兩人慾の深い人であつたからして、三十五萬圓は

未だ高いから三十萬圓にして貰ひたいと云ふ願書を出すと云ふ話である。そこで天下の人が是は誠に怪しからぬと云ふので、之に就ては吾々民權家ばかりではない、殆ど如何なる人でも反對をしない者はなかつた。是が九月から十月に懸けての事である。是が外に於ての政府の弱みである。中に於ての政府の弱みが一つある時の參議大隈重信君、私等は立場を異にして居るが、日本の立憲政體を論ずるには、此大隈伯の力と云ふものをも認めなければならぬ。大隈伯は參議をして居つて、どうしても日本は國會を立てなければならぬと考へた。而して此たびの開拓使官有物の拂下けが宜くないと考へて、そこで左大臣の有栖川宮を説いたのである。是は又大變なものである。若し此開拓使官有物の拂下を斷行し、國會を開かぬと云ふやうなことになつたならば、日本はどうなるか分らぬ。此開拓使官有物の拂下は直に止め、國會はどうしても明治十六年にお開きになつたら宜からうと云ふことを以て、有栖川宮を説いて、有栖川宮をして決心をせしめた。そこで有栖川宮左大臣は東北から天皇陛下が御還りになつたならば、直に其旨を申上げて、若し是が勅許がなかつたならば、自ら處決すると云ふことの決心を持たれたのである。斯の如き大騒ぎになつたので、流石の薩長の藩閥連中も是は大變だ、之を棄て、居つてはしやうがないと云ふ譯で、大隈だけなら譯がないが、有栖川宮左大臣が是に賛成をすると云ふことは是は大變だと、さう考へて大隈を除いて薩長の參議が協議をし、丁度東北を御巡幸中の天皇陛下が十一日の晩御還りになることになつた。其十一日の晩に御還りになると前に大隈伯を一人除いてちやんと案を立て、居つた。そこで十一日に車駕東京に還幸せらるゝや、直に御前會議を開いて、開拓使官有物の拂下は取消す。明治二十三年を期して國會を開く薩長で力を合せて此天下を維持して、大隈を追出すと云ふことに話が決まつて、即ち翌十月十二日に國會開設の詔が出たのである。斯様な事情があつたとすれば、大隈侯の力も亦認めなければならぬことであらうと思ふ。

自由黨の創設

そこで此國會期成同盟會の人々は、苟も明治二十三年に國會が立つ云ふ詔が出た以上は、國會期成同盟會も其必要はない。之を自由黨にしようではないか云つて、是から直に此國會期成同盟會の人々が相集つて、十四年の十一月十七日から準備會を開いて、同月二十九日に江東の井生村樓に於て自由黨云ふものが出来たのである。而して自由黨の盟約はと云ふに、實に次のやうである。

第一條 我黨ハ自由ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社會ノ改良ヲ圖ルヘシ

第二條 我黨ハ善美ナル立憲政體ヲ確立スルニ盡力スヘシ

第三條 我黨ハ日本國內ニ於テ我ガ黨ト主義ヲ共ニシ目的ヲ同ジウスルモノト一致協合シ以テ我黨ノ目的ヲ達スヘシ

此三つを信條として自由黨が起り、而して満場一致を以て板垣退助氏を我黨の總理に推して、茲に初めて自由黨と云ふものが我が日本に生れ出たのである。

是から吾々が困難をし、自由黨が困難をし、而も二十三年の國會開設に至る迄に、非常の力を以て我黨が盡力をした點を大體述べなければならぬのである。我が政友會は自由黨が土臺であるに拘らず此自由黨の土臺たるを忘れんとするものあるに當て、特に此講演は必要と考へる次第である。

立憲帝政黨の出現と官僚の壓迫

明治十五年になつて愈々自由黨が出来たと云ふので、政府は非常な狼狽をした。是は大變だ、飽くまで之に對抗しなければならぬと云ふので、どう云ふものを造つたかと云ふと、立憲帝政黨と云ふものを造つた。是が二月である。即ち福地源一郎が首領で丸山作樂、水野寅次郎などの連中である。福地は東京日々新聞丸山は明治日報別に大阪に羽田恭輔をして大日日報を設けしめ、之に據つて自由黨に對して戦端を開いて來たのである。斯くして十五年には色々の問題が續出した。それから六月になつて大隈伯の一派が改進黨と云ふものを造つ

た。

是から元へ歸つて自由黨の話をしなければならぬのであるが、自由黨は是からは總理自ら陣頭に立つてやらなければならぬと云ふ考で、板垣伯自ら三月を以て東海道の遊説の途に上つたのである。而して先づ静岡で演説をした。それから四月六日に岐阜の中教院で演説をしたのである。此時には岐阜の中教院で所謂地方分權論を論じた。其遊説の歸途相原尙聚の爲に傷けられた。此時が短刀を一刀受けて居りながら、實に困つたものだ、お前達は考がない、縱令此板垣を殺すと雖も自由は減びるものではないと云ふ言葉を發した、有名な大事實を生んだのである。是から此自由黨は考へて來て、怪しからぬ、苟も此二十三年に議會を開く云ふ詔を出して居りながら、其立憲政體の爲に遊説する板垣に向つて刺客を向けるとは何事だ。要するに此板垣氏を刺した相原尙聚云ふ者は、どうしても先づ中央政界に於ける廟堂の巨頭等の指麾ではないかと云ふ考がすつと自由黨の人の頭へ這入つた。それで非常に憤激した。一方又政府も準備に取掛つたのである。どう云ふ準備に取掛つたか云ふと、政府は參事院と云ふものを置いて、其院長に伊藤公がなつた。之を以て法制の職司を掌ることになり。其内に伊藤公が其時分の俊秀を連れて獨逸へ憲法取調に行つたのである。此所でどう云ふ事が起つたか云ふと、政府のやり方にどうしても吾々が我慢の出来ない事が起つた。政府は二十三年を期して國會を開くと云ふ詔を奏請して出して置きながら、明治十五年の六月三日に集會條例の追加をした、改正でなく改悪である。是まで集會條例が已に随分ひどいものであるのに、其上に追加をした。先づ集會の總ての會場には警察官は自由に行ける。何處でも警察官の好き放題の場所に這入ることが出来るのである。又苟も結社と云ふものは警察から喚んで審問され、ば何事も明に言はなければならぬ、規則も出すべし何事も明かにやらなければならぬ。殆ど集會に對する警察萬能である。其上に演説で注意中止は無論のこと、其警察官の見込に依つて其管内で一年間演説を禁止すると云ふ

ことも出来、又日本中で一年間演説を禁止することも出来ると云ふやうな酷烈なる法律が生れて来たのである。而して政府は此法律を非常に活かして使つたのである。殆ど演説が出来なくなつた。有名なる馬場辰猪の如きも一年間全國で演説を禁止されると云ふ有様であつたのである。東京で斯の如き事をする。何時でも同じ事で地方官と云ふものは何でも構はず先づ中央の機嫌を伺つて、善い事でも悪い事でもすると云ふのがその常である。是はどうも仕方がない。殊に中央で自由黨を撲滅すると云ふ考があると見られ、一方には帝政黨を立て、自由黨に對抗する、一方には集會條例を以て自由黨を打砕かうと云ふ考が政府に在ると見たから、地方官の自由黨に對する處置が非常に酷烈であつた。其中甚しきは福島である。福島では明治十五年までは山吉盛典と云ふ知事が非常にうまく治めて居つた、が福島は有名な河野廣中君の場所であると云ふので、此處へ薩摩出身の人で非常に亂暴な三島通庸と云ふ人が知事となつた、さうして是は嘘のやうな話であるが、其の時三島通庸の政府に對する内申を見ると、通庸當縣を承つた以上は、火附強盜及自由黨には跋扈せしめず候とある。是は驚くべきことで、此考で三島通庸がどん／＼自由黨に壓迫を加へたのである。それが福島ばかりではない、何處もずつと此空氣で大小何れの知事も自由黨を非常に虐めたのである。福島事件は知事が會津六郡の聯合會の言ふ事も聴かず、縣會の否決したにも拘らず、一時に三線の道路を斷行するが爲に非常な手段を取つたのである。自由黨の連中が會津へ視察に行くと、驚くべし福島から急に臨時巡查と云ふものを拵えて、帝政黨の壯士を此臨時巡查として、苟も會津へ向つて福島から之を視察に行つた者はどん／＼叩き飛ばした云ふ、随分亂暴な話である。福島人は中々睨りして居るから、暴動と言はざるも多少騒亂の兆があつた。騒亂の兆あるを機會として、所謂暴動であると云ふの名義を以て、三島通庸は何百人も縛り上げてしまつた。其中自由黨の事務所である無名館を調べに來たのである。そこで壓制政府轉覆の誓約書云ふものを搜し出した、それが國事犯だと云ふことで直に河野廣中等を

縛つてしまつた。

そこで之を東京本部から視察に行くと、何にも構はず東京から行きさへすれば直に之を國事犯の名義を以て縛つて東京へ送り還すと云ふ亂暴さである。今日から考へればどうしても斯の如き事實があるとは思へないのである。それがどう云ふものであるか云ふと、其盟約書の第一條と云ふものは、我黨は自由の公敵たる壓制政府を顛覆し、公議政體を建立することを任とす。即ち立憲政體を其時分は公議政體と言つて居つたのである。然るに之を國事犯として遂に處罰をするに至つたのである。一方は集會條例を以て斯の如く民間の言論を壓迫し、一方は大小を問はずどの知事も自由黨に對する壓迫が甚しい。警察署長が私共の叔父や叔母を喚んで少し説諭したら宜からうと言つて威かされて居るのである。私共も叔父や叔母から説諭もされ喧嘩をしたこともある。随分細かい手を以て壓迫をした。大體から言ふと、の如く集會條例を以て演説を中止し、中止した上に亂暴にも十箇月も牢へ入れる。集會條例を以て集會を禁止するのであるから、演説のしやうもなく集會のしやうもないと云ふことになつた。而して是程の重大事件を惹起した三島通庸を今後は關東探題として關東全部に向はせるが爲に栃木縣知事を兼任せしめた。さあ茲に至つて自由黨諸士の激昂は極點に達したのである。

板垣伯の洋行問題と星亨の入黨

板垣伯の洋行、それは我黨の重大事件の一つである。伊藤公が洋行をする後、藤も洋行をする、板垣伯が苟も立憲政體に對する準備としては、大政黨の總理たる者は一度は歐羅巴の實地を見て來るのが相當であると云ふ考を起したのが明治十五年の七月である。而して此板垣伯の洋行費は何所から出たかと云ふと、後で聞くと大和の土倉庄三郎氏から出たのである。併し其土倉氏が金を出すときに、人に金を出すのに他人に知らせ出ては宜くないと云ふ事と、今一つは板垣伯へ金を出したと云ふ事が分れば、政府が非常に壓迫するであらうと云

ふことを考へたから、最も秘密に板垣に出すと云ふことになつた。さて板垣伯はあゝ云ふ堅い人であるから、誰が聞いても洋行費の出所を言はない。是が問題になつたのである。板垣は貧乏である、洋行費は何所から出る、おまけに後藤ミ一緒に行くではないか云ふので、而もそれは他の黨派が言ふたばかりではない、自黨の内にもさへ疑を生じた者があつたのがどう云ふ人であるかと云ふと、今日ならば總務顧問ミ云ふ格の馬場辰猪、大石正己、末廣重泰の三人で、金の出所を明言しないならば、閣下は疑はしいと云ふ所まで極論した。それでも板垣伯はあゝ云ふ堅い人であるから金の出所を言はない。茲に此三人が自由黨を脱黨した。茲に於て自由黨は將に瓦解しはせんか見えた、さて此時運命と云ふものは妙なもので、自由黨の領袖共は此時に考へた、良し愚圖々々言ふなら出ても宜しい、出ても宜しいが其後を考へなくてはならぬ、其後へ誰か優秀な人をつつて来ることを考へねばならぬと云ふので、大井憲太郎、官部讓など、云ふ人が種々工夫をして考出したのが、當時英吉利から歸つて司法省の附屬代言人として財産もあり、辯論もあり名望殆ど天下を壓し、飛ぶ鳥も落とすと云ふ勢であつて星亨に相談したならば、事に依つたら自由黨に這入かも知れぬ、彼が自由黨に這入れば命に賭けて大仕事をする人間だと云ふので、大井憲太郎自ら行つて相談をしようと、直ちに快諾した自由黨は今や將に倒れんとするさき、星亨不肖と雖も諸君の御見立あらば微力を致して自由黨の此衰勢を挽回せんと云つて星亨が初めて這入つて來たのが明治十五年の秋である。實に此星亨氏が遂に自由黨を存負つて立つ人になつたのである。

偽黨撲滅運動

偽黨撲滅の運動は何が原因で起つたかと云ふに、此板垣伯洋行費出處問題起るや。常に自由黨を嫉視せし改進黨の諸新聞は筆を揃へて此費用が政府より出しが如く吹聴して攻撃せしより自由黨の憤激一方

ならず、之れが報復の爲め、改進黨の總理大隈伯と三菱會社の醜關係を暴露して、中央地方一齊に偽黨撲滅の運動を起し茲に在野兩黨の間に一大講議を設くるに至つた。さて茲に特に説かなければならぬ事がある、此時分一つの説が起つて來た。政府が餘り壓迫をする、集會條例を以て言論を壓迫し、又一方からは各縣の知事が非常な力を以て壓迫すると云ふので、實に政府の心持は分らないと云ふことになつた。分らないと云ふ中に斯う云ふ風説があつた。政府は二十三年の國會開設を延期するミ云ふ説が起つて來た。續いて起つたのが政府の草案の憲法中には議會に彈劾權と發案權がないと云ふことがそろ／＼分つて來た。又二十三年に國會が開けても彈劾權と發案權がない以上は何にもならぬではないか、怪しからぬ、斯う云ふ考が自由黨の人の頭に起つて來た。そこで世間では斯う云ふ考を持つて居る、此誤解を私か解かねばならぬ。黙つて居ても二十三年には國會が開けるのに、何故自由黨の人々があゝ云ふ騒をしたかと云ふことが是が一つの先づ疑問である。所が是が理由のある行動なのである。政府は二十三年を期して國會を開くと云つても、是も二十三年には開かないだらう。開いた所が確な憲法は出來ない。確な國會は開けまい。それでは何にもならぬではないか。縱令目的は達せなくても一つ非常手段を以て舉兵をするなり、暗殺をするなり、日本にはどうしても立派な立憲政體を立つるに非ずんば承服しない志士のあると云ふことを彼等に見せることが必要であるミ云ふ考を若い連中が持つて來た。即ち自由黨の急激派が此意見を持つて來た。是が明治十六年の夏から秋に掛けての形勢であつたのである。此時にはもう演説する人はなくなつた。馬鹿野郎が演説する、斯う云ふ時代に演説して何が出来るか、大馬鹿野郎と云ふ風で、私共もさう考へた。演説をする者は餘程馬鹿だ、何にもならぬ事をする人は馬鹿だ。斯う云ふことを思つたものである。從て此時分に或は講談師ミなる者もあつたのである。

宣傳に利用された詩歌

それから歌を作り詩を作り、さうして之を田舎へすつと流行らせて宣傳の用に

供し、又或は自分で之を歌ひ自分で之を吟じて以て自ら慰めたのである。此歌と詩が其當時の人の一つの慰安であつた又其當時の志士は非常に之を以て宣傳の用に供したのである。此歌と詩を集めるには大分困難をしたが是を雜誌文藝春秋の懇望によつて日誌九月號に寄せたものを茲に掲げておく。

明治十三年國會開設前後一二年間最も喧傳せしもの

○成島柳北氏が新聞條例に觸れて獄に投ぜられた日に作りし詩

天無楮墨天無舌。人代天言代天筆

我下獄時天爲泣。滿眸淚化滿城雪

(和譯) 天ニ楮墨ナク天ニ舌ナシ。人天ニ代テ言ヒ天ニ代テ筆ス。

我獄ニ下ルノ時天爲メニ泣キ、滿眸ノ涙ハ化ス滿城ノ雪。

○鳥居成功氏獄中の作。之れも矢張り新聞條例違反にて罰せられたるものである。

武士建功即戰場。仁人得罪是文章。

自由權利君休説。研盡腰間三尺霜。

(和譯) 武士功ヲ建ツルハ即チ戰場。仁人罪ヲ得ルハ是レ文章。自由權利君説クヲ休メヨ。研盡ス腰間三尺ノ霜。

○國會請願者の一人某其請願を拒絶せられ歸りがけに大政官の門柱に題したるもの。

辛苦艱酸不足言。丹誠誓欲達天關。

誰知衣袂班々濕。即是微臣血淚痕。

(和譯) 辛苦艱酸言フニ足ラズ。丹誠誓テ天關ニ達セント欲ス。誰レカ知ラン衣袂班々トシテ濕アラ。即チ是レ微臣血淚ノ痕。

○南總の學者某時勢に慨して作りたるもの。

何時得作自由民。國會未開權未伸。

舊主門前一枝帶。今朝又掃落花塵。

(和譯) 何レノ時カ作ルヲ得ン自由民。國會未タ開ケズ權未タ伸ビズ。舊主ノ門前一枝ノ帶。今朝又タ掃フ落花ノ塵。

○十五年春自由黨起リ其遊説の爲總理板垣退助氏が岐阜に出張の際刺客相原尙毅の傷くる處となり、全黨の人此刺客は爾堂諸公の指嚥に出づるならんと猜し一種の怨恨を抱いた。其後福島新潟の獄相尋いて起リ、政府壓迫の魔手は各方面に行き且り實に言語に絶した此に於て自由黨志士の憤慨は頂點に達し隨て宣傳的自慰的の詩歌共に矯激の調を帯び來つたのである先づ俗論の方より其重なるものを擧ぐれば

一ツトセ節

一ツトセー 人の上には人はない、權利に二重がないからは。此同權よ。

二ツトセー 二ツともない此の命、自由の益には惜みやせぬ。

三ツトセー 民權自由の世の中に、まだ目の醒めない馬鹿がある。

四ツトセー よせばよいのに狐等が虎面冠りて空威張

五ツトセー イツ迄待つても開かねは、腕で押すより外はない。

六ツトセー 普恩へはアメリカが獨立したるも席旗

七ツトセー ナンボ御前が威張つても天下は天下の天下なり。

八ツトセー 大和男兒の本領を發揮するのは此時ぞ、

九ツトセー ココラで血の雨降らさねは自由の土壌は固まらぬ。

十トセー 所ろ所に網を張り民權守るが自由黨。

○男ないとして替唄

「命ないとして苦にせまいもの。野邊の石碑に月がさす。見やれ者にも花が咲く。監獄もどりに袖褻ひかれ。今宵逢ふとの目づかいに。招く相圖の旗印。すすきに雜る御機。心と讀んだが無理かいな。」

○三下り

「雨風が育てるとも雨風が。強けりや花も散るぞいな。ホンニお世話もほどがある。」

○同

「〇〇は。頼ある辭に二重腰。海老の權利の後追り。ホンニ卑屈な態かいな。」

○二上りよしや武士

「よしやほころび縫はんすとも

縫ふに縫れぬ人の口

「よしや眠くも門の戸開けて

叩く水鶏を聞かしやん

「よしや隅田に浮かれて居よが、

もとは鷗の都鳥

「よしや南極苦熱の地でも

碎な自由の風が吹く

「よしや待乳と庵崎とても

心關屋のわが思ひ

「よしや暮がへした氣で居よが

仕組や變らぬ時代のもの

「よしやおまいの仰せじやとても

權利ない身に義務はな

「よしや朝霧が好きじやといへど

殺し盡くせぬ明烏

「よしや此身はどうなるとても

國に自由が残るなら

○獨々逸

「破れ障子とわたしの權利

張らざるまい秋の風

○同

「二十三年そりや大馬鹿よ

善は急げと書いてある

「自由民權コハダの館よ

押せば押す程味がでる

「死骸の山積み血の雨降らし

そして自由の花咲かす

○次は漢詩であるが此頃の志士は大概漢詩を作り得たる故。志士間に朗吟せられたるもの少なからざりしが、最も人工に膾炙し此詩を吟せざれば志士にあらずとの觀ありたる五詩を示めさう。

○杉田定一氏板垣伯が岐阜に於て刺客の難に逢ひたるを聞き慨然として作りたるもの

大道同人豈共灰。天將奇禍鍊眞才。

海棠昨夜無情雨。添得一層春色來。

(和譯) 大道人ト同シク豈ニ共ニ灰センヤ。天ハ奇禍ヲ將テ眞才ヲ鍊ル。海棠昨夜無情ノ雨。一層ノ春色ヲ添ヒ得來ル

○加波山事件にて戦死せし平尾八十吉氏の述懐

日本憲政發達史 (小久保喜七)

不督事業偽兼真。一舉可顯此暴秦。
結得關東奧羽士。他又豪傑有何人。

〔和譯〕 管セズ事業ノ偽ト眞ト。一舉顯スヘシ此暴秦結ト得ダリ。關東奧羽士。他又豪傑何人カアル。
加波山事件は端を福島事件に發し同盟の士多くは關東奧羽の志士たる爲め此く云ひたるものである。

○栗原亮一氏巴理懷古の長篇古詩

塞煙之水巴理城。地屬坤輿第一名。
東洋萬里乘樓客。懷舊向誰寄此情。
想見路易十四世。苛政威壓猛虎勢。
壯士慷慨志難酬。鼎鑊鉅刀前後斃。
王家積惡苦蒼生。堅氷不誠履霜際。
維時七月蕭颯秋。殺氣捲天起城頭。
斬木爲兵揭竿旗。一舉義軍誅王侯。
殺人如草機代劍。屍骸爲山血爲流。
專制君國皆我敵。宜戰飛檄震五洲。
千古憂憤民約論。一世功名山岳黨。
暴戾驅入亂賊門。英雄豈徒屈草莽。
龍戰虎鬪亂無窮。霸國帝業盡歸空。
自由凱歌昌平象。共和建國貴踐同。
儒生知否家國事。極亂却是致至治。
如今泰西文明華。總成遭風腥雨裡。

〔和譯〕 塞煙ノ水巴理ノ城。地ハ屬ス坤輿第一ノ名。東洋萬里乘樓ノ客。懷舊誰レニ向テ此情ヲ寄セシ。想ヒ見ル路易十四世。苛政威壓猛虎ノ勢。壯士慷慨志難ト難シ。鼎鑊鉅刀前後ニ斃ル。王家ノ積惡蒼生ヲ苦メ。堅氷誠メス霜ヲ履ムノ際。維レ時七月蕭颯ノ秋。殺氣天ヲ捲テ城頭ニ起ル。木ヲ斬リ兵トナシ竿ヲ掲ケテ旗トス。一舉義軍王侯ヲ誅ス。人ヲ殺ス草ノ如ク機劍ニ代フ。屍骸山ヲナシ血ハ流ヲナス。專制ノ君國皆ナ我敵。宜戦ノ飛檄五洲ヲ震フ。千古ノ憂憤民約論。一世ノ功名山岳黨。暴戾驅リ入ル亂賊ノ門。英雄豈徒ニ草莽ニ屈セン。龍戰虎鬪亂レテ窮リナク。霸國帝業盡ク空ニ歸ス。自由ノ凱歌昌平ノ象。共和國ヲ建テ貴踐同シ。儒生知ルヤ否ヤ家國ノ事。極亂却テ是レ至治ヲ致ス。如今泰西文明ノ華。總テ成ル風腥雨ノ裡。

○福島縣の志士琴田岩松氏利根川を渡る時作りたるもの

慷慨元期救蒼生。憤然決志爲此行。
毒蛇蜿蜒兩毛野。豺狼咆哮帝王城。
霜冷腰間三尺劍。腸寒壯士千歲名。
風蕭々兮雲慘慘。憶起當年易水情。

〔和譯〕 慷慨モト期ス蒼生ヲ救フヲ。憤然志ヲ決シテ此行ヲナス。毒蛇蜿蜒タリ兩毛ノ野。豺狼咆哮ス帝王城。霜ハ冷カナリ腰間三尺ノ劍。腸ハ寒シ壯士千歲ノ名。風ハ蕭々トシテ雲ハ慘慘タリ。憶ヒ起ス當年易水ノ情。
此外當時志士間に好んで朗吟せられたるは、昔希臘セーベの志士ペロピダスの作りたるものを矢野文雄氏が翻譯したる長歌であつた。見渡せば野の末山の端までも。花なき里はなかりける。今を盛りに咲き揃ふ。色香愛たき其花も。過ぎ越し方を尋ねれば。憂き事のみぞ多かりき。霜降る朝には葉を落し。雪降る夜には枝を折り。枯れしとまでに眺められ。集り會ふ憂きことの。積り積りし其中を耐へ忍びし甲斐ありて。長閑き春に巡り逢ひ。斯く咲き出るぞ愛たけれ。世の爲めにとて誓ひてし。其身の上に喜びの。花の香は愛きこと。知りなほ何の憾むべき。春の花こそ例なれ。春の花これ愛たけれ

善いか悪いか先づ其時分の志士の風懷は斯んなものであつた。

自由黨内の二大潮流

斯の如き空氣の裡に明治十六年の十月に自由黨の大會が行はれた。是が意義ある

大會である。何時でも同じ事では此世の中は月に叢雲である。此十月の自由黨の大會の時には潮流が二つになつた。一方は大井憲太郎の急進派、一方は先年大井憲太郎が説いて自由黨へ入れた星亨。星亨は傲岸の性質ではあるが、英吉利流の學問をした人であるし、頗る根強い人である。そこで此立憲政體を希望する政黨は飽まで穏和手段で行かなければならぬと云ふのが星亨氏の意見である。一方大井憲太郎氏は佛蘭西流で沖もこんな政府では駄目だ、政府の困る事ならば何でもやらかして、其後へ行つて一つ完全なる立憲政體を拵えなければ仕方がないと云ふ主張で、此二潮流が自由黨内に在つたのである、而して此二潮流の中の過激の方は福島縣の河野廣中の乾兒を中心とした關東並東北の人が多く、そこで此十月の會は實に揉めたものである。所謂硬軟言ふか新舊と言ふかの争が二つに分れるだらうと思つたが、此所が何しろ説いた大井、説かれた星亨であつたものだから、是が分れない。是程ひどく主張の相反して居るにも拘らず、此會が都合好く落着いた。都合好くどう落着いたかと云ふに、十萬圓の金を作つて五萬圓を新聞の方に掛け、五萬圓で文武館を建築して青年を養つて文武の道を講ぜしむると云ふ方に使つたら宜からうと云ふことで、十月の會は鬼が着いたのである。即ち此時の文武館を造るに云ふのが寧ろ非常手段を行ふ剛の者の卵を造ると云ふ意味であつたのである。星亨も眠つて我慢したのであらう、大井君も眠つて我慢したのであらう。が詰り十月の會は斯様にして圓滿に落着いた。さて斯様に圓滿に落着くと同時に、東京へ文武館を建て天下の青年を集めて文武兩道を之に教へた。其名を有一館と云うた、之に準じて各地へ歸りた人々が各方面に文武館を建てた。各所に在る。そして、文武の道を非常に奨勵した。文武の道を奨勵するのみならず、其内の志あるもの見て段々説いて同志に引入れ。非常手段を機を見て斷行しようとした。種々考慮の結果、舉兵にせよ暗殺にせよ此大仕事をするには爆彈より外には仕方がないが中々容易でない然し無鐵砲と云ふものはひどいものである。尤も熱心に之を言出したのが私の顧問格の館野である。

最初の國事犯

是が茨城では主として拵えて居る、栃木縣では鯉沼九八郎が爆裂藥を拵えて居る、何れも化學の「化」の字も知らぬ人である。それが煙火屋から到頭爆裂藥を完成した。栃木の鯉沼は爆裂藥の試験の成績が良いと云ふことを聞いた、二三日過ぎると館野芳之助から出來たと云ふ話、成程裏山でやつて見ると立派に出來た。もう大丈夫と飛上つて喜んだ、今日でこそ爆裂藥は何でもないが、其時分に爆裂藥が出來たのは驚いた。そこで何處でやらうと考へたが爆裂藥を投げる場所がない。或は鹿鳴館の大臣懇親會でやらうか云ふやうな畫策も東京の人がして見たが、是もどうも面白くない。是が國事犯の始りであるが、其中に吾々の非常に憎んで居る三島通庸の縣知事である、栃木縣廳が宇都宮へ移つてその開廳式が九月下旬にあると云ふ話を聞いた。そこで考へた、此時には大臣參議悉く來る、此所でやるのだと言つて、今でこそ言ふが是は非常な大規模の計畫であつた。其時の縣會議長の中山氏、其時の縣會議員、今日は本黨に居るが、田村順之助君、皆同志である。此連中が大臣が來るに迎へに行き引込む、さうすると一方から爆裂藥を投げると云ふ計畫である。自分も死んでも構はないと云ふのだから、是は随分大きな無鐵砲な考であつたのである。自分が案内をして其處へ投込む、己れもやられて構はぬと云ふのだから……其時分の志士は皆其氣であつたのである。然るに此は不思議なものである。此疑問は今でも分らぬ。是は空氣の關係であつたであらうが、愈々九月下旬の開廳式があると云ふので、爆裂藥の製造を無暗に急いだ、館野の家でも爆裂藥を無暗に急いで製造する、鯉沼九八郎の家でも無暗に爆裂藥の製造を急いで居る中に、九月十二日晚館野から私へ報告があつた、今日の十二時頃爆裂藥が破裂した、而して自分が片眼を失くした、丁度屋根まで飛抜けてしまつた、來て呉れねばいかぬとある。是はどうも大變な事だ、何しろ年はまだ若い、大變な所で駄目にした。併し鬼に角困つた事だ。そこで其翌早朝三里先の館野の家へ行かうと思つてゐる所へ、皆て知合の福島三浦文次と杉浦吉副が重箱を下けてやつて來た。何處へ

行く、やあ僕は館野の家に行くと言ふと、それは大變だ、まあ家へ歸つて呉れと言ふので、文武館に歸つた。歸ると、實は昨日の十二時頃栃木縣下都賀郡稻葉村の鯉沼九八郎の宅で爆裂薬が破裂した、君達はどうも行きやうがない、有るだけの爆裂薬を持つて館野の處へ行くがよいと云ふので行つたらば館野も亦爆裂薬で怪我をして居る、仕方がないから君の處へ来たのだと言ふ。それは困つた、兎も角も一晚泊るが宜いと言つて文武館に泊めて、私は館野の家へ行つて館野の有様を見て歸つて來ると、其晩に又四五人栃木の殘黨がやつて來た。けれども私の中田と云ふ處は丁度通り路である、宇都宮より東京へ行く利根川の渡船のある處で一番眼につく處であるので、先生等は迎も仕様がな、外を見ると何でもかても探偵に見えて仕様がな、何處か他に行場はないかと言ふ。他に行場は僕には考付かない、唯一と處ある即ち下館の有爲館の富松の處が先づ私は適當と思ふ、此處へ行けば富松が何とも心配するであらう、斯う云ふ話をした所が、富松ならば吾々は知つて居る、吾々は同志だと云ふので、僅かばかりの旅費をやつて下館へ立たせたのである。政府は驚ろた。それで此宇都宮の開廳式は延期になつてしまつた。けれども同志の者は尙ほ計畫を止めないで下館の有爲館に居る連中は、或は刀を集め或は爆裂薬を各所から集めて居つたのである。

是より先どうも吾々青年が斯う金がなくては天下の大計は出來ない。併し金を貸せと言つても貸手はあるまい。志が成れば返せば同じだから、一つ何處でも宜いから無理にも借りやうではないかと言つて、神田の五十稻荷の縁日の晩に神田表神保町の質屋山岸某の家に河野廣體、門奈茂次郎、横山新六の三人が強借に行つた。所が縁日の晩だから左右に取巻かれて、逃げながら止せばよいのに其内の一人が爛裂弾をやつた。それで問題になつて、此の人々は身の置き處なく漸く下館の有爲館に這入つた。是で下館の有爲館が問題になつた。栃木から這入つて來た人、東京から這入つて來た人が悉く下館の有爲館に居ると云ふのだから、そこで警視廳の探偵も茨城に出張をし、茨城の警察署員の力を藉りて有爲

館を包圍すると云ふ有様。此處で此連中が斯う云ふ立場に陥つた。是が加波山事件を起す原因となつた、此連中がどう云ふ立場に陥つたかと云ふと、此儘居ればもう縛られてしまふ。附近の同志の中には多少怯懦者もありて。富松の處へ來て、斯んな事をして居ると河野廣體が來て居るのは分つて居るから、河野廣體を突出せば無事であるから突出したら宜からうと云ふやうな事を言つて來た同志もある。何時でも同じことで實に苦しいものである。そこで此連中も非常の立場に陥つた。一此儘黙して縛らるゝか。二河野其の他の人々を突き出すか。三自殺するか。四事の成敗利鈍を顧さず何事を起すか。此四者の中を選ばなければならぬことになつた。

そこで檄文を出して兎も角も兵が集るか集らぬか知らぬが、此藩閥政府に反對する斯の如き強き信念を有して居る者があると云ふことの所謂大改革の旗を加波山上に翻すと云ふことになれば、自分等は何事が出來なくても天下に向つて衝動を與へ、到る處同志が蜂起するに至りはせぬか、是れ以外に途はないのであらうと云ふことで此途を取つたのである。斯の如き事情からして、河野廣體、富松正安外十四名の人がある有名な檄文を諸方に撒布して、藩閥政府大反對の旗を翻したと云ふことは斯様な事情から起つたのである。尙ほ私共の驚く事は、若し此十六名の人々が愚圖であつたならば百人位は縛られる者があつた。然るにあの先生方は金も無理に取つて來た、刀も知らぬ間に持つて來た。斯の如く十六名の人が大決心を致してあの大仕事をしたのである。是が即ち我が自由黨の最初の國事犯である。成程此諸氏の考へる通り忽ち是が影響したのは群馬、秩父であるが、非常な大騒動が起つて來た。斯う云ふ場合であつたので政府はこゝで考へた、政府の驚きは又格別である。最初はなんの彼等が何だ、幾ら考へたつて爆裂薬などが出來るものでない、爆裂薬なんと云ふものは露西亞の虛無黨にしか出來ぬものと考へて居つた。然るに化學の化の字も知らぬ連中が花火を拵える方法から案出をして爆裂薬を拵えた云ふのは、是は非常な政府の問題になつた。是は此儘では捨置けな

い此通りで行つたならば日本はどうなる分からねと思ひ、あわて、爆裂藥罰則と云ふ酷烈なる法律を造り、夫れから自由黨を先づ第一に壓迫しなければならぬ云ふ内議があつた。加ふるに此後國事犯が起つたならば自由黨の總理が教唆したと云ふことにして一つ自由黨の總理板垣を引縛らうではないかと云ふ廟議があつたと云ふ。ところが世の中云ふものは中々藩閥者流の思ふ通りには行くものでない。こゝで自由黨の人は考へた。是はいかぬ、逆も演説をしようとしても出來ず、新聞に書かうと思つても書けず、而も下手をやれば自由黨の幹部は皆引縛られてしまふ。それは宜いとして此自由主義の絶滅と云ふことは悲しむべきことであると云ふことに考へ付いて、こゝで斷然自由黨解黨云ふことになつた。解黨をして自由黨と云ふものが無くなつてしまへば、何んでもかんでも思ふ存分にやることが出來ると云ふのである。國事犯もやらうし、何でもやらうではないか、自由黨があつては邪魔になるからと云ふので解黨が宜しいと云ふ。併し之に就ては星君は反對した。こゝ迄も主張の強い人であつた、星君のえらい云ふのは此處である。星君は是より前新潟へ演説に行つて、僅か政府を攻撃した事に依つて集會條例違反で數ヶ月も牢へ入れられて、やつと保釋中であるから、餘程神經が鋭いから此事に同意すべきが當然であるに拘らず、星君はそれはいかぬと云ふ。苟も立憲政體と云ふものに向つて進む以上は、有形の政黨が必要であると云ふ考を以て之に反對をした。反對を致したが他の者の此時分の勢と云ふものは、何だ星のやうなあんな弱い奴が、自由黨を其儘置いてまだ愚圖々々演説でもやらう云ふ積りか、今頃になつて何處の馬鹿が演説をするのかと云ふやうな勢で、全黨の勢は自由黨の解黨と云ふことに決した。さうして十月の二十三日を以て大阪の愛國公黨のときに會合した大阪の北野の大融寺で解黨の式を擧げて、二十九日の午後三時から會根崎新地の清觀樓で懇親會を開いた。此懇親會の席上、各所に斯う云ふ歌が貼つてあつた。「乗出した船であるぞへもうこれからは面舵取舵互の胸にある」是が此時分の志士の心情を明かにしたものである。自由黨を解いて是れか

ら急進主義に變る以上は、お互の相談も何も要らぬ、やるだけの事をやらうではないかと云ふ、随分是はやぶれかぶれである。斯う云ふ考で此時に自由黨と云ふものを解いた。考へて見ると明治十四年冬に自由黨が出來て十七年の冬解黨をするまで僅か三年であるが、此三年に自由黨の築いた基礎と云ふものは、今日尙ほ此大政黨たる政友會、其傍系として政友本黨もあるとすれば、此三年間と云ふものは實に意義ある三年間といふのである果せるかな「面舵取舵互に胸にある」で續々と國事犯が起つた。先づ静岡事件飯田事件、愛知事件、最後に起つたのが大阪事件である。

大阪事件

自由黨の着目は大なるものであつた。此自由黨の着目と云ふものは實に百世を貫いたもので

あると云ふ事が明かになるのである。此大阪事件はどう云ふのであるかと云ふと、此首領は大井憲太郎氏にして之れが領袖は小林、新井、稻垣、磯山など、云ふ人達である。明治十五年に朝鮮の大院君が朝鮮の鎖國を目的として陰謀を企て日本の公使館を襲つたのである。公使は逃げて歸ると云ふ有様であつた。其時に支那は此機を利用して朝鮮を勢力下に入れんとして馬建忠を派遣し非常に横暴の振舞をなし其大院君を北京に連れて行つてしまつた。そこで日本から朝鮮へ談判をした。さうして朝鮮から謝罪使として明治十五年の冬に來たのが金玉均であつたのである金玉均と朴泳孝は非常な慷慨家であつて、日本に來て見て日本の開明と義侠を見どうしても朝鮮は日本に頼らなければならぬ云ふ考を起したさうして之に眼を着けたのが、福澤諭吉、後藤象二郎の兩君である。福澤、後藤の兩君は此金玉均と朴泳孝を助けて朝鮮の改革をするに云ふ考を持つて密に策を廻らした。互に氣脈を通じた。さうして此兩名も如何なる場合にか朝鮮に於て事を擧げるの考を以て段々進んで居つた。所が十七年に政府が此事を聞いた。そこで是は一つ後藤や、福澤にやらせてはいかぬ是はいつそ此方でやつてしまへ云ふ考を起した。其事を全權公使の竹添進一郎に内々通した、所が此人は腹のない人であるから、時機を計らずお前達がやれば日本政府は助けても宜しい云ふことを金玉均と朴泳孝に話し

た。金玉均と朴泳孝は好い事が出来たと見て、明治十七年郵便局の開闢式に當つて反對黨たる支那黨の閔氏暗殺を企てた。ところが其目的を達せなかつた。それで遂に日清兩兵の衝突に相成つた。そこで初めの内は勝つて居つたが遂には支那の爲に日本兵がやつ付けられて、其結果此金玉均と朴泳孝は日本へ亡命して來た。斯うなると酷いです。政府の人などは少しも構はない。自分の都合が好ければ助けるが、愈々亡命と云ふことになると政府の人などは一向構はない。そこで此自由黨の大井、小林云ふ人々が考へた、どうしても朝鮮と云ふものは支那の手から取り離さなければならぬ所です。さうするには金玉均と朴泳孝を助けて、さうして支那の爲に蓋す閔氏の六傑を倒すに如くはない、閔氏の六傑を倒せば朝鮮は金玉均の率る開化黨のものに復するに相違ない。一方から云ふと随分無理な話。それから又日本の志士が朝鮮へ行つて仕事をしたとなると、今度は日清の戦争が起る、日清の戦争が起るさなれば、此度は内地統一の必要上如何に頑冥なる藩閥者流も必ずや立憲政體を思ふ様になるに違ひないと云ふ鑑定をしたのが即ち大阪事件の起りである。即ち金玉均と朴泳孝を助けて日本の志士が爆裂薬を持つて朝鮮に渡つて、支那黨を暗殺して次いで金玉均と朴泳孝を朝鮮に送り込んで、而して朝鮮を日本の掖下に抱かんとするのが此大阪事件の大體の仕組であつたのである。然るに是が不幸にして十八年の十月頃になつて發覺をしたのである。此計畫は明治十八年の春頃からしたのであるが、段々計畫を進めて愈々此磯山清兵衛が渡韓實行者の主力新井章吾が副主力、斯う云ふことに決まつて、第一に先づ新井が爆裂薬を以て壯士七八名を連れて長崎まで行つた。それから後で引續いて磯山出發をする積りで九月の末に大阪へ行つた。所が是も悲しむべき世の中で、此磯山が斯かる渡韓實行者の大將で居ながら變心をしてしまつた。それでどうしたか云ふとあるだけの金を持ち、保管をして居つた爆裂薬を持つた儘逃げてしまつた。實に是は大問題であつたのである。如何にも仕方がない。爆裂薬の代りはあつても金は無い。流石の大井憲太郎も之には困つてしまつた。どうしたら宜からう、

新井は長崎へ行つて居るし、一方金は百もなし、どうしたら宜からうかと言つて居ると、遂に有名な氏家直國外七八名の者が大和の平群郡の信貴山千手院に云ふ有名な寺へ金を借りに行つたのである。此金借りが變に思はれた。何故かと云ふに二千兩貸して呉と云つた所が二千兩はないから二百兩だけ差上げると云ふ所が二百兩では少いから要らぬと云つて居る中に騒ぎが起きて、遂に目的を達しなかつた。そこで警察でも考へた。是はどうも變だ、唯の泥棒ならば二百兩でも持つて行くのが當り前だが、二百兩では要らぬと云ふ、是はどうも少し怪しからぬと云ふのが始まりで、それが端緒となつて到頭此事件が發覺してしまつた。此時の裁判官が又實にえらい。吾々はどうしても此事件は強盜未遂になるだらうと思つて居たのに、裁判官は之をさうしなかつたのである。本人任意の中止にかゝるとして唯家宅侵入として二箇年で済まして呉れた。此時分の裁判官は中々眞の情けがあつたものと私は今以て感心して居るのである。要するに此大阪事件が先づ國事犯としては一番終ひである。

○始めての内閣制

十八年十二月十二日を以て始めて内閣制が行はれて、伊藤伯が總理として、井上が

外務、山縣が内務として茲に初めて關白攝家の家柄にあらずして大臣が出来るに云ふことになつたのである。十九年は殆ど藩閥萬能の時である、何等の事もなく終らうとした、併し此間に於て虎視眈々として政府の隙を狙つて居つたのは星亨君である。十九年の年末より明治二十年の春にかけ政府が大失態をした。それは何か云ふと即ち伊藤内閣に於て外務大臣井上が、此内閣を維持するにはどうしても何か大仕事をしなければならぬ、大仕事をするには條約改正に如くはないと考へた。是が抑政府の過ちであつた。そこで此條約改正をするにはどうしたら宜からうかと云ふ、是は明治史上の大事業である。何でも外國の機嫌を取らなければ條約改正は出来ない、何でも外國の眞似をするのが宜い云ふので、詰り井上の歐化主義政策云ふのが此事である。何でもかでも外國の眞似をするに云ふので舞踏會も外國の眞

似をしり、假裝會も外國の眞似をしり、鹿鳴館は毎日ドンチャン／＼の騒ぎ。こゝで民間の者は憤つた。こんな有様では逆も仕様がなない。是では日本が亡びると大に憤つて居る中に、條約改正と云ふものが現れた、井上の條約改正には非常な色々の失態があらうが、一番悪いのは外國人を雇うて日本の始審裁判より大審院に至る迄外人に關する事件は刑事は全部民事の事件も少し大きいものは、外國人の裁判官を立會はせると云ふ項目があつた。此時分の華族と云ふものは大したものである。先づ第一番に反對したのは谷干城、勝安房、板垣退助それから其外と同階級連中が第一に反對した。之に依つて星君は如何にも御尤だ、斯の如き内閣は斷じて減さなければならぬと大聲叱呼すると同時に、自由黨の殘黨が集つて三大事件の建白となつた是が自由黨の爲した大仕事の一つである。即ち外交の強硬、地租の輕減、言論の自由である。此三大事件の建白をすると云ふので、それに就て日本中から人が集つて來た。さうして毎日々々政府を困らした。此に於て政府もやり様がなくて、二十年の十二月二十六日を以て保安條例と云ふものを出した。保安條例と云ふ亂暴な條例である。政府では困つた奴だと思へば一年以上三年間皇城三里以外に放逐する云ふ條例である。こんなものは先づ露西亞以外にはない。斯う云ふ條例を拵えた。而して一方から言へばどう云ふことをしたか、一方は保安條例を拵へて追出した上に、此運動の爲に谷氏の意見書、勝氏の意見書、佛人ボアソナードの意見書及憲法草案を出版したのを、之を秘密出版云ふことにして、星亨以下の者四五十人を盡く牢へ入れてしまつた。是で政界はまるで水を打つたやうになつてしまつた。併し如何に政界が水を打つたやうでも、決して流れは盡きないものである。茲に新に起つたのは、後藤象二郎が大同團結と云ふものを唱出した、今日は是れ如何なる時である。西比利鐵道は數年ならずして出來るではないか。若し出來れば露國の勢東漸して日本は危急存亡に瀕するではないか。藩閥政府にのみ委して置いては危険である。大同團結を起して此藩閥を倒して國民一致の力で當らなければならぬと云ふことを後藤伯が唱へ出した。こゝで天

下の自由黨は盡く後藤伯の傘下に集つて藩閥政府に一大打撃を加へんとしたまきに、明治二十二年二月十一日を以て憲法が發布された。憲法が發布されると同時に大井憲太郎も特赦で出來た。河野廣中も特赦で出來た星亨も特赦で出來た。此大同團結の後藤氏が黒田内閣に入閣をした。此入閣で議論が二つに分れた。之れが誘因となり、俱樂部組織の儘になし置くべきや否やの形式論にて政社非政社と云ふものに分れた。政社派は即ち大同俱樂部云ひ、非政社派は大同共和會と云つて此二つに分れたのである而して大同俱樂部は後藤氏の直下、大同共和會は大井憲太郎氏が首領である。後藤氏と反目の間柄である。幾らか勢が分れて來る中に起つたのが大隈の條約改正事件である。勢が分れて分裂するかと思つて居る中に、是が聯合したのが大隈條約改正の爲めである。大隈は黒田清隆の内閣に這入つては其勢と云ふものは殆ど飛ぶ鳥も落す程だつた。私共も初めは餘程望を屬した、愈々大隈が内閣へ這入つて條約改正に着手する以上は旨く行くのであらう。條約改正さへ出來れば宜しいと考へて居つたのが、如何であらう。五月の時事新報に倫敦タムスの抜書が出て居る、それを見ると井上伯の條約改正と僅かの違ひである。井上伯の條約改正は始審より大審院に外國人の判事を備ふと云ふのであるが、大隈の條約改正に依れば大審院は矢張外國人の判事を備ふ。而して内外交渉事件には立會はせると云ふのである。所が是が大問題となつて皆の血が湧いた。怪しからぬではないか、井上の條約改正と些かの違ひではないか、斷々乎さして反對をしる云つて一番先に大同共和會が七月五日を以て條約中止の建白をした。之に引續いて大同俱樂部も建白をした殆ど鼎の沸くが如く天下は沸立つて之に反對をした。改進黨は條約斷行の演説をし、條約斷行の請願をした。此度の朴烈事件など云ふものは持久戰と考へなければならぬ。大隈内閣の條約改正のときに一番先に七月五日に願書を提出した而して條約改正の中止になつたのは十月の二十三日であつた。而して十月十八日に來島常喜が爆彈を投げた。斯う云ふやうに戦ひは長いものである。丁度七月五日に初めて建白書を出した

それで十月二十三日まで戦つて遂に此條約改正が中止になつたのである。若し井上の條約改正が出来、大隈の條約改正が出来て、日本の裁判官に外國人を備ふと云ふやうなことがあつたならば、即ち埃及と同じく。我日本は決して金匱無缺の國と云ふことは出来ないものである。百世後の歴史家は之を何と云ふか、斷々乎と之を中止したのは二つとも政友會の前身自由黨の力であると云ひ得らるゝのである。

立憲自由黨の成るまで

愈々條約改正が了へた。政府の力が弱くなつた。一方自由派の力は強くなつた。こゝで大井が自由黨再興を考へた。大同團結と云つても詰らぬから自由黨再興と云ふ考を持つて土佐の板垣さんの所へ相談に行つた。所が板垣さんはそれも宜からう位のことは言つたらうと思ふ。確然とは挨拶がなかつた。唯それも宜からう位のことであつた。所がそれを大井氏は早呑込みにして氏が歸つて来て自由黨再興に就て板垣伯の同意を得たと報告をした。さうするに自由黨再興に反對の大同俱樂部の人々は、是はいかぬと云ふので、高橋喜一、杉田定一の兩君をして板垣伯の所へ相談にやつた。さうして言ふのに今日自由黨再興に同意されては困る、また、時機が早いと言つた所が、板垣伯はいや自分は大井に向つて直に自由黨再興に同意した譯ではない、十二月十七日に大阪へ出て行つて大同俱樂部、大同共和會其他の人々を集めて相談をすると言つたのである。大井に向つて自由黨再興と云ふことを自分は明言はしなかつたと云ふ。それを聞いた大井が非常に怒つた怒つた所が、仕方がない、愈々十七日を待つて板垣さんは其日の懇親會に斯う云ふ意見を出した。即ち三派聯合して由自黨と云ふのが拙ければ、民選議院建白のときに愛國公黨と云ふものを立てたのであるから、愛國公黨と云ふ名で暫時の間行かうではないかと云ふ仲裁説を出したのである。さうすると大井は肯かない。なにそんなことがあるものか、愚圖々々言うて居るなら已れ一人でやると云ふので、大同共和會が自由黨と云ふものを立つたのである。是が世間で謂ふ再興自由黨と云ふのである。そこで大同團結が一方に

存し、大同共和會は再興自由黨と云ふものを拵えた。そこで板垣さんの立場が氣の毒だ云ふので、土佐の人々や杉田と云ふやうな板垣さんに近い所の人々が愛國公黨と云ふものを組織した。こゝで又自由派が三つに分れた譯である。即ち愛國公黨、再興自由黨大同俱樂部の三つになつたのである。政府は之を喜んだ、是は旨い事が出来たと思つたのであらう。所が世の中には子供に道を教はると云ふこともあるものであつて、もう何を言ふにも明治二十年から二十三年の春に掛けて色々大騒ぎをして来て、もう此十一月には國會が開けると云ふ此時に自由黨が三つに分れた、改進黨を合せれば民黨は四つに分れて居るのであるから、政府の喜びは非常なものである。そこで子供が道を教へた。どうか教へたか云ふと都下の青年が青年自由黨と云ふものを造つて、此青年自由黨と云ふものが、あなた方は喧嘩をして居つてはいけないから、一つお集りになつては如何であるかと云うて方々を説いて歩いた、所が又子供ばかりではない、お爺さんが心配を始めた。それは誰であるかと云ふと中島信行、加藤平四郎、竹内綱、此三人が仲裁に出て、兎に角合同でなくとも三派聯合をした宜からうと云ふので聯合をした。さうして庚寅俱樂部と云ふものを拵えたのである。此庚寅俱樂部には愛國公黨からは植木枝盛、直原直次、大同俱樂部からは八木原繁社、石塚重平、自由黨からは小池平一郎と私此六人が委員で庚寅俱樂部と云ふので暫くやつて居つた。其中に愈々七月の總選舉が終ると此に非常な大事事が生じたのである。九州の有志家は暫く各方面に分れて居つたが、愈々國會が開かれると云ふことになつて、九州はこれ迄も全く截然と保守進歩の二派に分れて居つた、依て各方面の進歩派の人々が一堂に集り懇親會を開いて九州を纏めて然る後に中原に出ようではないかと云ふことで、熊本の上田武甫と云ふ人が發起になつて、丁度選舉が了へると直に熊本に進歩派大懇親會を開いた上に、斯う云ふ決議をした。吾々が一緒になつた、けてはいかぬ、一つ東京へ乗込んで進歩派聯合と云ふことにして、愛國公黨、再興自由黨、大同團結も亦改進黨も皆一緒にして藩閥に當らうてはないか云ふので

七月の下旬に委員として誰が出て来たかと云ふに、其時分有名であつた鹿兒島の河島醇、それから福岡の岡田狐鹿熊本の山田武甫及田中賢道である。そこで八月十二日に此連中が平河町の河島醇方に集つて大體の内議をし。夫れから二十三日大江卓方に會合しさうして斯うしたら宜からうと云ふことになつた。即ち黨名は代議政黨。主義は自由主義、綱領は、第一が皇室の尊榮を保ち民權の擴張を期す。第二は内治は干渉の政略を省き外交は對等の條約を期す。第三は代議政體の實を挙げ政黨内閣の成立を期す。そこで改進黨からどうか九月一日までに總會を開いて取極めるから夫れまで待つて貰ひたい。而して自由主義と云ふ所へ自由改進黨として貰ひたいと云ふことを言つて来た。併し最早九月一日まで待つ場合に非らずと云ふ考を以て、改進黨には構はず遂に八月の二十五日を以て芝愛宕館に於て相談會を開いたのである。是は重要な事であるから其相談會に出た大體の人々は井章吾、河野廣中、鈴木昌司、大江卓、杉田定一、松田正久、武富時敏等各團體から十名づゝの委員を出した。自分も其の一人であつた。そこで大體此處で纏めたのである。綱領は前述の三綱領、黨名は立憲自由黨、是が即ち政友會の直接の前身である。而して九月十五日を以て結黨式を擧げる事とし。それから黨規、黨則、起草委員として栗原亮一、中江篤介、末廣重恭、河島醇が其任に當つたのである。大會の準備委員として谷元道之、宇都宮平一、鹽田與造、秋山小太郎、石塚重平、山田猪太郎、石坂昌孝、新井章吾、小久保喜七、而して其中で今日は鹽田與造氏と私のみが残つて居つて他は盡く故人となつたやうな次第である。而して結黨式の數日前に議案は議員と委員の總會を開いて、此趣意書及黨議と云ふものが出来たのである。此趣意書は斯う云ふ曰く付きである。其總會に於てあつちからもこつちからも異議のあつたときに、其起草者たる中江氏が立つて失禮ながら此趣意書は古今の名文なり、一字も改竄すべからず、一字も改竄すべからずと重ねて言ふと忽ち一言反抗するものなく其儘原文の通り通過したのが此趣意書である。

趣意書

我國政黨ノ起ルヤ年ヲ經ル未ダ久シカラズ分裂交誼ノ弊漸ク生出シ主義相同ジク冀望相齊シキモノニシテ動モスレバ相反目スルヲ免レズ延テ社會ノ公益ヲ害スルニ至ル、奚ソ以テ立憲制度ノ完備ニ趨クヲ望マン我黨此ニ慨スルアリ相共ニ齊ツテ從來所屬ノ黨派ヲ解キ感情ノ雲霧ヲ洗拭シ然ル後相合シテ新黨ヲ組織シ自由ノ大義ニ依リ改進黨ノ方策ニ循ヒ以テ君民上下ノ福祉ヲ増益シ以テ輿論ノ勢力ヲ充揚セント欲ス天下有志ノ士從來一黨派ニ屬センモノト否ラザルモノトニ論ナク苟クモ我黨ト所見ヲ同ジクスルモノ無然來ツテ相共ニ圖謀贊畫スルアラバ眞ニ是レ千歳ノ一時ナリ茲ニ乃チ相讓シテ綱領及黨議ヲ定者スルコト左ノ如シ

而して此綱領の趣旨を貫徹する爲に黨議十條を書いたのである。それは

黨議

- 一、政務ヲ簡便ニシ政費ヲ節減スル事
 - 一、海陸軍備ヲ整頓スル事
 - 一、教育制度ヲ改正スル事
 - 一、會計法ヲ改正シ國庫出納ノ監督ヲ嚴密ニスル事
 - 一、國債及官有財産ノ制度ヲ改正スル事
 - 一、税制ヲ改正シ務メテ地租ノ輕減ヲ謀ル事
 - 一、民業ニ對スル保護ノ方法ヲ改正スル事
 - 一、地方制度ヲ改正シ其經濟ノ整理ヲ謀ル事
 - 一、言論集會及政社ニ關スル諸法律ヲ改正シ保安條例ヲ廢スル事
 - 一、議院法及選舉法ヲ改正スル事
- 是が黨議、それから規則が面白い。

第一條 本黨事務所ヲ東京ニ置ク

日本憲政發達史 (小久保喜七)

第二條 幹事五名

幹事ハ常議員會ニ於テ之ヲ選舉シ黨務一切ノ責ニ任ス但シ任期ハ六箇月トス

第三條 事務員三名

事務員ハ幹事之ヲ選任シ幹事ノ指揮ニヨリ黨務ヲ分擔ス但シ任期ハ六箇月トス

第四條

常議員會ハ各府縣ノ常議員ヨリ選出セラレタル各府縣二名以下ノ常議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條

常議員ハ黨務ニ參議シ及大會ニ附議スベキ議案ヲ調査ス

以下十四條

此通り幹事が何よりの中心である。而して臨時評議員會を開いて評議員は二名を各府縣から出し、而して衆議院議員を之に加へて、諸府各府縣から二名宛の評議員、それと同数の代議士を以て議會に出す總ての問題を評議せしむると云ふのである。如何に地方分權であるか又如何に代議士中心でなかつたか云ふことが是等を以ても實に明かである。又政務調査も衆議院議員と常議員から指名をした委員云ふものが是が互に集つて政務調査をすると云ふことに成つたのである。此時分の組織を見たら如何に地方分權であるか分るであらう。そこで愈々十五日に結黨式を終り、十六日に常議員全總會を開いて、愈々十七日の常議員會に於て幹事五名を選んだ。而して其幹事五名は田中賢道、重野謙次郎、片岡健吉、石塚重平、石坂昌孝、是で初めて此政友會の前身たる所の立憲自由黨と云ふものゝ組織が出来。而も儼然として百三十名の代議士を擁して堂々十一月の議會に臨むことが出来たのである。

最後に一言感想を述べるが、雪井龍雄は衆議院を出るときに「増證無恙舊麒麟。生出江湖亦因縁」と言つたのであるが私は「會期斷頭臺上鬼。生論往事亦因縁」の感があるのである。(終)

條約改正史論

序

余曩きに第一期講習會に於て日本憲政發達史を講じた。第二期講習會に臨み、余は何ものを講すべきやと種々考慮の結果、日本條約改正史を選んだ。何故であるか。明治年間に於て大成せし事業は多々あれども其最たるものは立憲政體の設立と、條約改正の遂行とである。然るに立憲政體の設立に付ては我自由黨の力與りて大なることは何人も之れを知るも、條約改正に付て其功勞の多きことを知るものが鮮ない。のみならず今や隣邦支那は此問題に直面し、我國初め十數ヶ國と折衝應酬日も亦た足らない。而して我國より見て、此問題に對し一步處置を誤らば將さに唇齒輔車の關係に龜裂を生せんとするの場合に瀕して居る。此時に當り一は我黨先輩の努力を回顧し、一は日支局に當るもの、參考に供するに於て之れを講述するは蓋し時に取りて宜しきを得たるものと信じたからである。然し余は決して之れを以て盡したりとは言はない。唯だ講究の楷梯に供せんとするのみである。

大正十五年十二月

衆議院議員 小久保喜七

明治時代の於て、最も官民が力を盡して、非常な苦心を致した結果、大成功をした二大事實云ふものは即ち立憲政體の建設と條約改正である。此二つが明治時代に於ける最も大なる成功である。大なる仕事である。然るに此二つとも簡単な歴史がない。直ぐ分るやうな経過を書いたのがないのを深く私は憂と致して居た折、恰もそれを發表する機会をこゝに得た次第である。

條約改正史論

明治時代に於て、最も官民が力を盡して、非常な苦心を致した結果、大成功をした二大事實云ふものは即ち立憲政體の建設と條約改正である。此二つが明治時代に於ける最も大なる成功である。大なる仕事である。然るに此二つとも簡単な歴史がない。直ぐ分るやうな経過を書いたのがないのを深く私は憂と致して居た折、恰もそれを發表する機会をこゝに得た次第である。

そこで、第一期に於ては、日本憲政の發達史に就て講述を試みたのであるが、是は速記になつて居るから、其中出版になつたら、それを細覽下されば分るのである。そこで今回は條約改正の歴史に就て講述するのが必要であらうと私は考へて居る。

實に立憲政體設立の爲にも、我が政友會の前身たる自由黨が盡して、命を懸け財産を懸けて日本の立憲政體は出來たのである。又此條約改正も、我が政友會の前身たる自由憲の先輩が、命を懸けて對等條約が出來たと云ふことの経緯を明かにして置けば、此政友會が如何に立派なる土臺の上にあるものかと云ふことを知るのみならず、明治時代の此二大問題が完成した結果、始めて日本國が一等國の伍班に列し得たとしたならば、此歴史は國民としてよく知つて置かなければならぬ事である。歐羅巴の憲法史は論じ、又説く者があるが、日本の憲法史を簡単に説いた者がない。又歐羅巴の條約改正史は説く者があるが、日本の條約改正史は説く者がない。洵に遺憾なことである。抑も條約改正が如何に困難であるかと云ふことは、昨日も支那の代理國務總理顧維鈞の我が日本新聞社に對する聲明を見て、私は感慨無量であるのである。彼の顧維鈞は何と言つて居るか。二十年前には日本も今日の支那と同じ境遇に在つた日本であつた。其頃の

體驗を自らして居る日本なるが故に、其體驗から割出して、特に支那に同情をして貰ひたいと云ふことを、願維鈞が我が日本國民に向つて、新聞を通して願望致して居る。即ち二十年の昔に於ては、我が日本國は條約の上に於て、まるで今日の支那と同一であつたが、其今日の支那と同一であつた日本をば救うて、以て對等條約とせしめた大功は、我が政友會の前身たる自由黨にありと云ふことに論斷を下す云ふことは、私に取つては相當のこと、考へるのである。條約改正史論と題したのは、即ち此點なのである。

そこで私は、今昔の感に堪へざることがある故に、大隈條約改正に最も力を入れて講述を進める積りである。併ながら條約改正史論を論ずるには、初から簡単に由上げなければ、聯絡が執れないのである。

私は此間、東京の有名な雑誌から、日本の教育には何が缺點だと問うて來たから、私は日本の教育の一番缺點は、歴史を断片的に教へて、繼續的に教へぬのが悪いと答へたのであるが、凡て歴史を教へるには、断片的なことは私は嫌ひである。歴史を教へるには、總ての物を集めて、小事と雖も其處に聯絡のある歴史でなくてはいかぬと思ふ。其積りで講述する考である。故に初からあれば知つて居ると思はれる方もあらうが、それは段々知らない所に持つて行く前提だと思つて暫く我慢すべきことを希うておきたいと思ふ。

條約改正に付ては、自ら體驗をし、自ら此問題の中心點となつて來た私である。殊に大隈の條約改正の反對には、随分私は自ら體驗したこともあつて、今日は他人入らずであるから、まだ世間に發表しない點に付てまで、私はこゝに發表する考である。

條約問題を論究するには、嘉永六年の六月から之を説かなければならぬ。米國の水師提督ペルリが數艘の軍艦と數百の兵を率ゐて日本に來た。此時分の日本の驚きと云ふものは、實にお話にならぬ。何だか知らぬが、眞ッ黒なものが見

えて、それが煙を吐いて行つたり來たりして居る。——是は嘘のやうだが事實である。當時の記録にさう書いてある。斯う云ふものが煙を吐いて浦賀に這入つたから、日本人の驚きと云ふものは容易なものでない。加ふるに是が日本に向つて條約を要求した。上へ下への大騒ぎで、議論が盡きぬ。兎も角も來年來て貰ひたいと云ふてペルリに哀訴嘆願をした結果、翌安政元年の正月ペルリが參つた。さあ今度こそは條約を結べと云つて、已むを得ず條約を結んだのが即ち漂流民撫恤、薪炭支給の條約である。即ち漂流民があつたときには、亞米利加の漂流民は日本が救ふ。又之に向つて、若し石炭が少くなつたならば、石炭をやらう、斯う云ふ簡單な條約が出來た。是が安政元年の條約であつた。さあ、それから毎年々々責められて來て、到頭安政四年に亞米利加から有名な總領事のハルリスがやつて來た、此時の日本の有様——斯う云ふ事情だから斯う云ふ條約が出來たと云ふことを説かなければならぬのは、即ち此時に、鎖國の日本に來たのだから、日本は夷狄に向つて國を開くべきものでないと云ふ鎖國論。今一つは、今日の時代はどうしても國は開かなければならぬと云ふ開國論。もう一つは、開かなければならぬが、三百年間泰平無事の此日本であるが故に、一度外國と戰を開いて、人心の強くなつた所で國を開く云ふのが至當ではないかと云ふ議論。斯う云ふ議論が三つも四つも混がらがつて居るが、倅て局に當る者はどうしても開かなければならぬ。所が京都ではどうしても開くなど云ふ。そこで幕布は非常な困難に陥つた。加ふるにハルリスがやつて來た。是が忠義振つて徳川政府に對つて、支那は阿片の問題で事の起りは廣東でありながら、それが始まりで、英吉利と佛蘭西の聯合軍に攻立てられて、皇帝は遂に北京を蒙塵して熱河まで逃げ、而も城下の誓をしたのではないか。支那國さへ斯の如くである。然るに今や英吉利、佛蘭西、獨逸、露西亞などは、日本と云ふ國は亂暴な國で、外國と交際をしない。討つてしまへ云ふので大騒ぎだから、早く條約を結んだが可いと云ふ。實に親切の言葉、脅かしの言葉を以てハルリスが幕府を驚かしたのである。こゝで出來た條約は、

斯の如き場合に出来た條約であるから、立派な條約の出来やう謂はれがない。

そこで安正五年の六月十九日に始めて日米條約が完成したのである。即ち日本と亞米利加の條約が完結した。是が驚いた條約なのである。是が殆ど三十年間我が日本を苦しめた條約である。成程沿岸貿易とか最惠國條款とか云ふ細かな困つた點を挙げれば澤山あるが、私は事の輕重を考ひ、極めて簡明に説述するが爲に、大問題だけを二三茲に擧げるのである。此條約の缺陷は、第一が治外法權。次に稅權の制限である。治外法權は何ぞや、即ち居留地と云ふものを置いて、其居留地で外國人がどんな悪い事をして、日本の裁判官は外國人を裁判することが出来ない。又居留地では、如何なる悪い事があつても踏込めない云ふのが治外法權である。是で一國の體面が保たれるか、即ち日本國內に外國が在ると同じことである。日本の法律の及ばない所が此日本國內に在る。近頃支那で騒いで居るのは是である。今一つは、稅權の制限。日本から外國に向つて行く品物に向つては、外國は十割でも、二十割でも、自由に稅を掛けることが出来る然るに日本に輸入になつた物には、五分しか稅を掛けることが出来ない。此間の關稅法案では、奢侈品へは十割の稅を掛けて居るのではない。是でなければ國家と云ふものは持てるものでない。關稅の歳入と云ふものは、財政上必要なものである。然るに五分しか掛けることが出来ない。百圓の物に五圓しか掛けることが出来ない。今日は如何であらう今日は奢侈品には百圓の物に百圓掛ける。十割掛ける。こうならなければならぬのである。然るに斯う云ふ洵に何とも言へない、國の富を殺ぎ、國の權利を損ずる條約を咄嗟の間に結んでしまつたのである。さあ實に是が大變、遂に非常な苦心を以て之を打破ると云ふことになつたのである。

そこで、愈々明治五年が此條約改正の期限である。政令は一途に出で、明治政府が出来たので、中々明治政府も其時分算息が強かつた。來年は條約改正の期限であるから談判に行かう云ふので、丁度明治四年に時の外務卿岩倉公を右大臣兼全權公使とし、而して是が副使として、是が又大したものである——大久保利通、木戸孝允、伊藤博文、山口尚芳、此四人が副使として亞米利加に行つた。而して之に附いて行つた人々は、皆其時分の大才子が附いて行つたのである。斯うして愈々亞米利加に行くに驚いた。烏帽子、直垂で亞米利加に行つた。どうも驚いた。日本の全權公使は靴を頭に載せて居る。外の人のチョンマゲを見て隨員はピストルを頭に載せて居る。成程靴を逆にするに烏帽子に似て居るが、さう云ふ工合に馬鹿にされた。期限が來たにも拘らず、おびやらかされて、言ひ出さずに歸つて來た。言ひ出さなればかりではない。亞米利加に一番先に行つて、それから世界を一週した、其時にポーランドに行つたが、是が善いか悪いかは別として、ポーランドの形勢を一行が見て、深く亡國の有様を悲しんだ。東海散士の「佳人の奇遇」を見ると、此時の有様が書いてあるが、先づ國家と云ふものは、萬一の場合にも、國が亡びると云ふやうなことがあつては大變だ。國に歸つて内を充實しなければならぬ。條約改正などと言つて居つては大變なことが出来ると云ふ考が大使の頭に浮んだから、來年が條約改正の期限であるに拘らず、匆々日本に歸つて來たのである。是が日本の腰拔外交の抑々の始めになるのである。

此時の外務卿は副島種臣である。是は偉い、斯う云ふ考を持つて居つた。明治五年は條約改正期限であるが故に、條約を先づ破棄する云ふ對案を立てたのである。條約を廢止して、日本の要求を容れる國とは交際するが、日本の要求を容れることの出来ない國とは斷然條約を取結ばぬ。即ち無條約國とすると云ふ對案を立てたのだから、歐羅巴から歸つて來た人は驚いた。是は大變な人間が外務卿になつた。斯う云ふ考が外務卿をして居つたならば、事に依つたらポーランドのやうな有様になりはせぬか云ふことを考へて、副島種臣に罷めて貰つて、寺島宗則が外務卿になつたのである。是からは頭の下げ通しである。

明治六年に、税關長であつて陸奥宗光が神奈川縣知事になるに付て、自由黨の——我黨の先輩——星亨を税關長にした。條約は己の力では改正は出来ないが、條約中の權利は飽くまで主張する云ふので、此時分英吉利のパークスと云ふ者が非常な權力で、五分税をすら逃れて密輸入を謀り税關を黙つて通したものである。之を星君がどんどん擲出したこと、パークスと星君の喧嘩となり、遂に税關の役所でパークスの頭を張つたと云ふやうなことで、迎もあれでは堪らぬ。斯う日本の爲に立派に權利を主張されては堪らぬと外務省が考へたから、實に驚いた外務省である、日本の權利を主張した結果、星君は税關長を罷めなければならぬ。税關長を罷めるには、過ちのない、國の爲に善い事をした人が税關長を罷めると云ふ譯にはいかない。就ては洋行させると云ふ意味を以て、星君に税關長を罷めさせる、是は譯はないと云ふので、星君は政府から洋行費を貰つて、英吉利へ行つてパリスの學位を得て歸つて來た。さうして自由黨の大黒柱となつたのであるから、まあ謂は、政府が自由黨の大黒柱を造つて呉れたやうなものであるが、此時分の外交の有様は、實に驚くに堪えたものである。

それで丁度十二年まで寺島宗則が外務卿をして居つて、十二年に井上馨が外務卿となつた。此時分は外務卿である、まだ内閣と云ふものは出来ぬ頃である。外務卿となつて、非常に井上君は力を注いで條約改正をする考であつた。何でも條約改正がしたいと云ふ考で、明治十五年に企てたのである。明治十五年に條約改正を企てた其條項と云ふものは、怪しからぬものである。日本は、殆ど埃及の如く、土耳其の如く、お話にならぬ條約の改正を企てた。此時に自由黨は若し是が發表されたならば、一潰しにすると云ふ考を持つて居つたが、不思議なことに、それ程の條約の條項ですら、却て各國の方から之を拒絶すると云ふことになつた。先づ吾々は安心したのである。此時分には、吾々の知識云ふものが、外交上に付ては甚だ淺薄で、國會請願、憲法設立と云ふことには力を盡したが、條約改正と云ふことには餘り力を盡さなかつた。併し星先生は元外交の任に當つた方であるから深く此條約問題に眼を着けて、十五年の條約と云ふものは先づ星先生が睨み潰したと云ふやうな結果になつたのである。

是から我黨の實力の問題になるのである。丁度明治十八年に、内閣制が出来て、伊藤侯が總理大臣と相成り、矢張元の外務卿の井上馨君が外務大臣と相成つた。そこで此前私が日本憲政史を論ずるときに述べた通り、明治十八年の十一月、大阪事件の爲に自由黨の連中が大概大阪の牢に叩込まれた。私も其一人であるが、それに十八年から十九年に掛けてと云ふものは、瀋陽萬能は非常なものであつた。

井上だつて悪い量見てやつたのではない。日本を賣る積りでやつたのではないであらうが、十九年の春頃から、各國の使臣を外務省に集めて、條約改正の談判をして居ると云ふ話もあつたが、茲に注意すべきは、其時の政治家と云ふものが如何に迂闊であつたか、其時分の新聞と云ふものが如何に迂闊であつたかと云ふことである。是程の條約改正の大問題を、三十回會を重ねるまで知らぬで居つた。そこで井上の條約改正はどう云ふ條約改正であるかと云ふと——歐化主義、軟弱外交と云ふのは是から出來た——日本が條約改正しよう云ふには、外國人の機嫌を取らなければならぬ何でも外國人の眞似をしなければならぬと云ふので、着物も外國の眞似をしろ、頭も外國の眞似をしろ、踊も外國の眞似をしろ、是で鹿鳴館の舞踏開催となり、鹿鳴館の假裝となつた。殆ど此時代には外國人の眞似をしなければ開化人にあらずと云ふので、一方は鹿鳴館でドンチャン／＼大騒ぎをし、一方は外務省に各國の使臣を集めて、條約改正の談判をした。會を重ねる二十九回、愈々十二月の一日を以て愈々確定の會議を開く云ふことになつた。そこで今までは外務大臣の一人頭で考へて居つたが、三十回目に、愈々外國人と調印と云ふには、愈々話が落着くと云ふ場合だから、之を閣議に懸けなければならぬと云ふことになつた。是は尤もな話である。

こゝで私は十九年の井上の條約案を云ふものはどんなものであつたかと云ふことを明かにして置きたい。

一、全國を八裁判區に分ち外國人多數の始審裁判所八箇所を設くる事。
日本と云ふ國は是で殆ど金匱無缺と言ふことは出来なくなる。
一、純粹なる日本裁判所(即ち區裁判所)は民事は百圓以下刑事は拘留以内科料三十圓以下の違警罪なり。
日本人だけでする裁判は違警罪でなければ裁判が出来ない。何で斯う云ふ考になつたものであらう。併し悪い氣でやつたのではないであらう。

一、控訴院に外國人の多數を置く事。

多數置けば外國人との裁判では外國人が必ず勝つに決まつて居る。

一、日本全國を外國人に開く事。

一、居住商業及び土地所有を許す事。

一、泰西の元則を基とし帝國裁判構成及現今起草にかゝる五成典を制定する事。

一、條約批准後二年内に此法典を頒布する事。

一、此法典實施八箇月前即ち批准交換より十六箇月内に其正條を英文にて外國政府に通知する事。

日本の法典を日本の法典の儘出せないでさうして外國即ち英吉利の文字で之を翻譯して、さうして之を各國に通知しなければならぬ。是が獨立國と言へようか。埃及と何の異なる所がある。土耳其と何の異なる所がある。それから又税の問題である。

一、輸入品は概して一割の税を課し或物品には從來の如く五分の税たり。綿羊毛の如きは七分五厘麩香品は二割乃至

二割五分を課すべし。

一、輸出品は概ね五分税を課する事從來の如し。

一、輸入税を課する方法は從價税として輸入港に於ける價格より割引するものとす。

一、此新税は明治二十二年の末迄實行せざるべし。

一、治外法權は全く之れを撤去せず。先づ之れを變更すべし。而して之れを變更せんには外人をして外國法律と日本法律との間に於て二重の身分を有せしむべし。即ち七箇所の開港にある外人は新條約實施の後三箇年間全く日本法律の管外にあるべし。

此三箇年に於ても内地に雜居して土地財産を所有せんとする外人は日本の法律に服従すべし。但し極刑に當るものは本國法律に因つて處断せらるべし。

斯う云ふ條約案である。之には驚いた。是程のことを二十九回重ねて居るのに新聞記者が知らず、實は政治家も知らなかつた。然るに日本と云ふ國は、實に偉い國である。時の農商務大臣谷氏が之を見て、憤然として起ち、斯の如きものは國を滅すものであると言つて、そこで谷氏が十九年の冬の初に、此條約を斷然廢めろと云ふ一の意見書を出した。其意見書の中に「若し此一着を誤らば明治十九年の内閣は上天子を誤り奉り下人民を誤るものなり。之れを切言すれば我明治天皇をして三千七百萬の罪人たらしむるものなり、「祖宗百代の罪人たらしむるものなり、國家の名譽は重し内閣諸公の責や大なり。諸公豈然深思せざるべけんや」斯の如き勢を以て意見書を出した。此意見書が出たと云ふ話がある。其中又一つの意見書が出た。誰かと云ふと、是は實に立派な人である。其時分佛蘭西から日本へ内閣法律顧問として雇うたボアツナード、此人が若し此條約が出来れば此日本は滅びるのであると云ふので、續々法律を基調論として意

見書を出した。それから勝安房、板垣退助、此人々が意見書を出して、二十年七月に至つて谷將軍が職を辭した。谷將軍が職を辭するや、虎視耽々として藩閥政府を一日も早く倒さんとして居つた星亨は、此谷氏を歓迎して非常な勢でやつたので、到頭此條約は目的を達せず、同年九月以て外務大臣井上馨君は職を罷めて、條約改正は中止、而して一時臨時外務大臣として總理大臣伊藤公が兼ねたのである。

是れから自由黨の連中は追撃した。之を機會として此内閣を倒せと云ふので、星君が大將で大運動を起した。此時多士濟々の改進黨の中から之に加はつた者は尾崎行雄君たつた一人である。三大事件の建白をした。三大事件とは何だ。對等條約、即ち條約は對等に結ばなければいけない。言論を自由にし、地租を軽減せよと云ふのが三大事件の建白理由である。日本中から有志が集り、熱心な人々が日本中から集つて、毎日々々、外務省、或は内閣、各所へ行つたので、是は大變だと云つて政府が狼狽した結果、どうしたか云ふと、二十年十二月二十六日を以て、咄嗟の間に保安條例云ふものを出した。保安條例と云ふものを拵へて、一夜の中に皇城三里外に追拂つてしまつた。實に亂暴な法律である。此奴はいけないと思ふと、皇城三里外へ追拂つて、這入つてはいかぬ。一年、二年、一番多い者は三年、追拂つただけなら宜しいが、追拂つた上に、今の谷君の意見書、板垣君の意見書、それから憲法草案、其他總ての意見書を秘密出版で出したが故に、此連中、星君始め皆秘密出版と云ふので以て石川島の牢に叩込んでしまつたのである。茲で藩閥政府の人々は先づ胸を撫下したかも知れぬのである。併し天下の勢はそう火の消えた様に行くものではない。是から大隈條約改正になるのである。

遂に二十年の暮も過ぎて、二十一年に總理大臣伊藤氏は内閣を投出した。而して誰が代つたかと云ふと、即ち薩摩の黒田清隆である。此黒田清隆と云ふ人が中々大きな人で、功臣網羅策と云ふものを考へた。維新の功臣を内閣に網羅す

ると云ふので板垣さんにも相談し、皆に相談したが、板垣さんは拒絶した。大隈伯は承諾したのである。即ち大隈伯が外務大臣となり、二十一年も過ぎて、二十二年の二月憲法發布となつた。此時分の大隈伯は大した評判であつた。今度の大隈伯は中々偉い。井上馨は聯合談判をしたから拙いのだ。聯合談判と云ふのは外務省へ各國の全權公使を集めて、皆の前で話をして相談する談判のことである。是は拙い云ふので、大隈伯は手を替へて、一國一國から風潰しにする云ふ談判。先づ英吉利に談判し、次に獨逸に談判する、斯う云ふ方法をやつた。こゝで世間では評判した。流石は大隈だ。吾々は其前から改進黨は實に悪んで居つたのであるが、大隈伯が國別談判をして、對等條約が出来るならば、政黨の如何は問はない。是非希望したいと思つて喜んで居ると、三月頃から、抑々國別談判など、言つた所が逆も駄目、實は酷い條約ださうだ云ふ話が始つて來た。併し私共はそれを信じなかつた。所が、二十二年四月下旬に時事新報に大隈條約改正の要綱が倫敦タイムスに載つて居つたから其要點を譯載する云うて五箇の要點が載つて居つた。即ち左の如くである。

第一 指定の年月以後、外國人は現行の條約に據る居留地の區域外、日本帝國の何れの地方に於ても自由に旅行し、通商し、居住し、又は自由に或物件を所有することを得べし。

但し此特許の使用より生じたる事件に就て、外國人は全く日本の司法權を遵奉すべし。

第二 現行の條約に據る居留地の制は前項に掲げたる年月以後、尙若干の年限間は現行の儘に存し置き、此年限を経過したる曉は居留地に關する特別の制並に領事裁判を棄却して日本帝國の他の地方と全く同様の取扱に歸せしむべし。

第三 外交上の公文に由て左の件々を承諾すべし。

第一に示したるが如く國土を公開するの前に當り、相當の外國法官の若干人を日本の高等裁判所へ任命すべし

但し此高等裁判所は總て一百弗以上の訴訟及所刑に該當する控訴裁判を受理すべきものとす。

此例は若干年限を保障するものとす。此期限を經過したる後、日本は全く歐米諸國と平等の法權を得べし。

第四 左の件々も亦外交上の公文に由て承諾すべし。

第二項の約束に基き新定の民法は條約諸港の制を棄却すべき時期の經過せざる三年以前適宜に之を公布し且つ實施すべし。此民法は英文に官譯し、右に所謂期限の到來する一年前に之を公にすべし。

之が始めて世上に知れ渡るや、民間の政黨で眞先に進んで之に反對したものは、舊自由黨系に屬して居つた大同協和會であつた。こゝで一寸一言當時の政治上のことを言うて置かうと思ふが、自由黨が明治十七年に解黨してから、四方に散亂して居たので、後藤象次郎伯が大同團結を唱へて、それで東京に大同團結云ふものが出來た。それが二十二年の春頃に大同團結は政社にすべきものか、非政社にすべきものかとの議論が分れて、非政社の贊成者が大同協和會を立て、之には多く關東東北の人が加はり、隱然之が首領は大井憲太郎君であつた。一方の政社の方は、後藤伯の直系として河野廣中、稻垣示、大江卓等と云ふ人が大同俱樂部と云ふものを組織して、大同團結が二つになつて居たのである。其時分に、自分は新井章吾氏と共に大同協和會の幹事であつたものだから、大井憲太郎から此條約のことを話された。則ち「時事新報を見ると容易ならぬ條項が這入つて居る。今直に内地を開放すると云ふが如きことも大に考慮すべきことであるし、それから此條約に就ては外にも非難すべき點もあるが、何としても我慢の出來ぬことは、此外人法官の一條と期限を附して日本の法典を歐羅巴的に編纂する約束するのは、國權を侵害する内治干渉である。又憲法違反である。是は容易ならぬ問題であるから、事實であるか否かを君調べて見てくれ、事實であつたら、大運動をして之を中止せしめなければならぬ。國論を喚起して、中止せしめなければならぬ。且つ是は矢張政社、非政社と分れて居つても、

同一主張の下にあるから、大同團結の方にも交渉しなければならぬ。君は新井君と一緒に相談して取計らつて呉れ」と大井君から自分に話があつた。

そこで自分が各方面を聞合せて見ると、それが事實であるのみならず、日墨條約は既に調印が済んだ。續いて日米條約も、日獨條約も、調印するばかりに話が進んで居る。實に焦眉の急である。と云ふのは、もう日墨條約は批准さへすれば宜い手續になつて居る。是は焦眉の急であるから、自分は新井章吾氏と共に大同俱樂部に交渉したのであつた。大同俱樂部に於ては、其首領の後藤は内閣に這入つて居るし、種々な分子もあるから容易に決せず、數日を經ても何等の回答もなかつた。丁度五月の五日に、もう既に批准を受ければ宜いだけに日墨條約はなつてゐるから大同俱樂部の回答を待つことは出來ぬ。大同協和會で奮發しようと云ふことになり、七月五日淺草榮久町の大同協和會の事務所に評議員會を開いた。大同俱樂部の向背如何に拘らず、天下に率先して反對運動を開始すると云ふことに議を決して、直に其場で荒川高俊外十五名調印した。即ち有名な條約改正中止建白書の調印である。

何故斯う早く建白書の調印が出來たかと云ふと、自分は亡友の爲に言つて置きたい。自分は大井君から此事の相談があると同時に、當時所屬は別であつたが、大同俱樂部の所屬であつた有名な土佐の植木枝盛氏に相談した「それは一つ君の方で建白書を提出すると否とは兎も角、君は贊成なら建白書を起草して呉れぬか、成べく早く起草して呉れ給へ」と頼むと、直に承諾して起草して寄越したものだから、其時に大同協和會の所屬に有名な文士で會田愛三郎と云ふ人があつた。此人に更に見て貰つた、それで願書が完備して居つたから忽ち調印せしめることが出來た。そこで其翌日、即ち七月六日中島又五郎が自己が總代で、元老院に建白書を提出した。是が有名な明治二十二年大隈條約反對の建白書提出の嚆矢である。

自分は元老院より歸るや事務所の壁に左の一詩を書き付けた。

樽俎新術遠大猷。 檜輪安辨讓殷憂。

一篇封事凝腔血。 我意元期斃後休。

それから五日ばかり過ぎて、大同俱樂部の方も断然反對すると云ふことになつた。そこでは防禦として大隈が率ゐる改進黨は七月十四日肥塚龍、波多野傳三郎、角田眞平、加藤政之助等の入々が新富座に演説會を開いて、條約改正の利を唱へた。各所に於て演説會を開き、各縣の黨員をして條約改正断行の建白をなさしめ、極力之を回護することに努めた。

越えて二十八日、大同俱樂部の板倉中、井上角五郎、兼井武夫等の入々が久松座に於て演説會を開き、八月十一日には大同協和會の新井章吾、倉田愛三郎、荒川高俊、内藤魯一、小池平一郎、中島又五郎、山川善太郎、中山丹次郎、渡邊小太郎、高橋安爾及び自分等の入々が新富座に於て演説會を開き、大隈條約案に向つて大攻撃をして聽衆の同情を博した。

先之、自由黨系以外の人で、頭山滿氏が玄洋社の健兒を提けて東京に上り、國權黨の代表者佐々木友房氏と共に條約改正の反對運動に着手し、是亦頗る反對の氣勢を高めた一つである。それから八月十五日には此各團體の人々が神田明神の開化樓に集つて反對方法の打合せを爲し、此決議に基いて、十八日の午後一時より江東中村樓に於て全國同志聯合大懇親會を開いた。

それから大同協和會の人々は、十九日に又新富座で我黨の大演説會を開き、二十日には淺草鷗遊館に關東、東海、大同派が主唱となり、全國有志大懇親會を開き、來會者は非常に多かつた。中止派は引續いて二十五、二十六、二十七日

の三日間に涉り、久松町千歳座に於て聯合大演説會を開き、四十七名の辯士が全力を擧げて條約改正に反對した。自分はその日の二十六日「輿論の勢力」と云ふ題で演説したのを今でも能く覚えて居る。

其時に、有名なる詩の大家國府青臣氏が左の詩を作つて日本新聞に掲げた。

慷慨悲歌上演壇。 滿場壯士髮衝冠。

世人輪辯連三日。 一片忠誠合五團。

獨木空開支大厦。 中流誰共挽狂瀾。

邦家累卵危方甚。 尙有諸公袖手看。

それから三十日に五團體委員が開化樓に集つて左の決議をした。

決議要領

第一 各團體より全国各地へ遊説委員を特派せしむること

但し派出地方出發の時は各團體の適宜たること

第二 来る十月一日を期し各團體委員は大坂に集合し同地に於て聯合演説會を開くこと

第三 改進黨に立會演説會を開設することを申込むこと

但し申込委員は各團體より一人宛出すこと

(九月一日中止派は約の如く立會演説を改進黨に申込みしに改進黨は必要なしとの故を以て之を謝絶せり)

此時に當つて、民間に在つて條約改正に賛成するものは、改進黨を除くの外は、東京經濟雜誌の主筆田口卯吉君が、九月十四日淺草鷗遊館に於て一人演説を試みて断行を主張し、其他は大抵之に反對し、條約改正中止の意見を建白する

もの多く、元老院の卓上積んで堆を爲すに至つたのである。先之、八月二十三日東北十五州懇親會を長野開樂館に開いて、大々的に中止を建白すべきことを決議した。九月二十六日には九州聯合非條約改正大會を福岡に開き、是亦大々的に反對することを申合せた。中止派の運動は斯の如くであつた。之が對抗として改進黨に於ても死力を盡して九月二十五日同黨の臨時大會を淺草鷗遊館に開き、二十六日全國同志懇親會を開き、二十七、二十八、二十九の三日間に涉つて新富座に於て大演說會を開いた。出席辯士は總數五十六名、大同派から妨害が行き、非常な騒ぎであつた。十月九日中止派の有志が東北九州聯合大懇親會を大阪中之島洗心亭に開き、同十五日團體の發議に係かる大會を大阪桃山の産湯樓に開き、是亦飽くまで意思を貫徹することを決議し、各所に遊説員を派出することを決議した。

斯の如く一日も怠らず民間の有志は東奔西走して居つた。之に加ふるに學者社會、華族社會、官吏社會を見れば、非常に學者も憤起した。學者としては加藤弘之、山川健次郎、西村茂樹、山川浩、杉浦重剛、千頭清臣、官吏社會に在つては、當時外務省翻譯官の小村壽太郎、官報局次長高橋健三氏の如きは、非常に力を盡して民間の人に力を添へた。それから法制局長官井上毅の如きも、著述を公にして、吾々に非常に力を添へたものである。上流社會に於て最早此條約が出来上れば日本は再び獨立國の體面を保つことは出来ぬと云ふので、憤然として起つたのは鳥尾小彌太、副島種臣、海江田信義、三浦梧樓、谷干城、品川彌二郎、佐々木高行、寺島宗則、川村純義、福岡孝悌、侯爵淺野長勳、勝安房、是等が非常な反對をした。此人々が日本俱樂部と云ふものを組織した。さうして同心戮力骨折つたのである。殊に三浦梧樓氏は當時學習院長であつた。之より先學習院長は直接上奏の特權を許さるゝことになつたから、三浦氏は此特權を利用して、十月一日着衣の下に白裝束を着込み、齋戒沐浴、衣冠を整へて、院務に託して條約改正中止を明治天皇陛下

に直奏したのである。其時に條約を改正すべからざることを上奏し、天皇は之を嘉納せられて曰く「良し矣、封事を奉れ」との御言葉があつたから、袖の中より出して奉り感極まつて泣いた。三浦は此時 陛下の御叱を受ければ、宅に歸つて屠腹する覺悟であつた。斯の如く華族社會にも反對の意見があつた。

併し、其處に行くと大隈も強い。是程の騒ぎになつても、大隈も斷行しようとし、それから黒田も斷行しようと思つたのである。當時樞密院議長であつた伊藤博文公も此く輿論が反對しては此條約は到底斷行すべきものでないと考へたさうして二十二年十月十一日に辭表を捧呈した。公は内心條約改正の中止に賛成したのである。伊藤公の詩に曰く。

騫翮凌宵志已非 老來豈復憶雄飛

孤雲一片秋天外 滿目江山帶夕暉

併し外の大臣は伊藤が斯う云ふ位だからいけないと見て居つたのである。

丁度此時、内務大臣山縣有朋公は地方自治の視察の爲歐羅巴に赴いて居つたが、十月二日に歸朝した。伊藤公も既に條約改正の斷行に反對で職を辭し、新に歸朝した山縣公も條約改正に反對であつた。之を見て取つた逋信大臣後藤象二郎氏は、時の大藏大臣松方正義侯を説いて中止の意見を閣議に提出したけれども、黒田が頑として承知しない。そこで後藤は御前會議を提唱した。御前會議は十月十五日に開かれた。そこで御前會議の席上、大隈は二時間に涉つて條約改正の利を説いたけれども、何としても大隈の條約は國權を傷けると云ふことを避けることは出来ない。大隈は若し外國人を裁判官とすることが憲法に抵觸するならば、之を歸化人とすれば宜しい——歸化の形式を取れば宜いと言ふたけれども、矢張りかぬ。公文書で外國人を入れるとすれば、同じことになる。そこで大隈に捲き立てられた後藤は國際上のことに明るくなかつたけれども、後方に光明寺三郎、吉田正春の二人が附いて居つた。そこで山縣は之には反對である

524
529

條約改正の論 (小久保書七)

ラン何ヲ又今日ノ國アルヲ要センヤ夫レ條約ノ總論ハ

陛下大權ノ存スル所臣等敢テ瀕リニ議ス可キニアラス然レ共

陛下已ニ萬機公論ニ決シ盛ニ無窮ヲ行フヲ以テ天神地祇ニ誓フ國民ノ心ヲ以テ心ト爲シクマヘリ臣等誠惶頓首謹テ衆議院ノ公議

國民ノ輿論ヲ

聖諭ニ違セン曰ク治外法權ノ權主海關稅權ノ回復沿岸貿易ノ禁止國家ノ法律ニ屬スヘキ事件ノ拒絶等ニテ對等條約ノ締結之レナリ

陛下聖體宏大量容レサセタマハサル所ナシ伏シテ冀クハ輿論ノ在ル所ヲ採納セラレ連ニ條約改正ヲ決行セシメタマハン事ヲ臣等誠

頓首謹テ

上奏ス

此上奏案が可決致したので、陸奥外相は此伊藤内閣の下に在つて縦横の才略を振つて、遂に此翌年、明治二十七年を以て始めて英吉利との對等條約が出来たのである。即ち我が自由黨が上奏した上奏案を根據として我が日本の對等條約は出来たのである。

是に由て之を觀れば、我が日本國に於ける對等條約を得るに至るまでの自由黨の力又大なる哉と私は言ひ得るであらうと考へるのである。私は實に昨日の願維約の聲明に向つて深き感慨を抱くものである。諸君は、我が自由黨の先輩が憲法設立、條約改正斷行の爲に協心戮力を捨てて産を投けたと云ふことに願ひて、永く我黨の爲に、御郷里に歸つて十分御盡力あらんことを深く希望して止まざるものである。(終)

IF9C48

